

## 【社会科学】

研究論文

## 性犯罪の執行猶予選択基準に関する定量的研究

柴田 守<sup>\*1</sup>

## A Quantitative Study on the Selection Criteria of Probation for Sexual Offenses

SHIBATA Mamoru

## Summary

This article presents a quantitative selection criterion for probation using statistical analyses of judicial precedents obtained from a database. The analyses found the following. (1) The basic case in which a probation is selected is the case of "indecent assault" with one victim. In cases of "indecent assault with injury," "rape," and cases with two or more victims, the prison sentence is selected. (2) However, even in cases where the prison sentence is selected, the probation of imprisonment may be selected if (i) the crime was committed by a subordinate, (ii) the crime was committed by a relative or colleague, (iii) the crime was committed in a public facility, (iv) the defendant was found to be in a state of "mental exhaustion" at the time of the crime, or (v) the victim was found to be at fault. (3) [In addition to (1) and (2) above,] if (i) a settlement has been reached, (ii) compensation has been paid to the victim, (iii) forgiveness has been obtained from the victim (including (iv) forgiveness from some victims), (v) the judge recognizes that the defendant is unlikely to reoffend (or has a high potential for rehabilitation), or (vi) the defendant is young, the possibility of selecting probation will increase. On the other hand, if (viii) the defendant has a record of imprisonment, (ix) compensation has not been paid to the victim, (x) the defendant is not remorseful, or (xi) the defendant committed the crime during the period of probation, the possibility of choosing imprisonment is higher.

**Keywords :** ( sexual offense, sentencing standard, selection criteria of probation, judicial precedent)

## 目次

- |                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. はじめに                   | 3. 結果                     |
| 2. 手続                     | 3. 1 モデルの精度               |
| 2. 1 対象                   | 3. 2 カテゴリースコア／レンジ／偏相関係数   |
| 2. 2 設定した量刑因子（アイテム）／カテゴリー | 3. 3 「執行猶予選択に関する予測モデル」の考察 |
| 2. 3 方法                   | 3. 4 外れ値事例に関する検証          |
|                           | 4. まとめ                    |

<sup>\*1</sup> 長崎総合科学大学 共通教育部門 准教授

## 1. はじめに

本稿は、2020年12月に発表した拙稿「性犯罪の刑期判断基準に関する定量的研究」<sup>1)</sup>、に続く、第2弾の性犯罪の量刑基準に関する定量的研究として、「性犯罪の執行猶予選択基準」について分析したものである。2021年3月に、当時行われていた「性犯罪に関する刑事法検討会」（法務省）での改正性刑法の見直しの要否・当否に関する議論<sup>2)</sup>に資すればと思ひ、一部の研究結果を先行発表した<sup>3)</sup>、予定していた「変数増減法を組み合わせていない数量化理論第Ⅱ類による予測モデル」と照らし合わせたモデリングや、外れ値事例に関する詳細な検討については、掲載誌の紙幅の関係上掲載することができずに、今後の課題として残していた<sup>4)</sup>。そこで、本稿では、それらの課題について取り組んだ次第である。

先行発表した拙稿では、「性犯罪の執行猶予選択基準」に関する分析の前提（先行研究の知見）として、性犯罪の執行猶予の選択に関する量刑傾向について以下のよう

①強制性交等（強姦）は、未遂を含めて標準量刑が（現在では）懲役3年超であり、実刑とするのが原則である。全部執行猶予を付けるとしても、未遂の場合に限られると推察される。

②強制性交等（強姦）致傷も、未遂を含めて標準量刑が（現在では）懲役3年超であり、実刑とするのが原則である。

③強制わいせつは、未遂を含めて標準量刑が懲役3年以下であり、執行猶予を付けるのが通例となっている。

④強制わいせつ致傷は、未遂を含めて標準量刑が懲役3年～懲役5年であり、懲役3年以下の場合には執行猶予を付けるのが通例となっている。

これを踏まえた上で、先行発表した拙稿では、性犯罪の執行猶予選択基準の基本的な骨格として、次のような一応の結論に至っている。

①性犯罪において執行猶予が選択されるのは、基本的には犯情が最も重い処断刑が「強制わいせ

つ」、 「強制わいせつ未遂」の場合であり、それも被害者が1名の場合であって、複数の場合には（刑期判断も重くなることから）実刑が選択される可能性が高まる。「強制性交等（強姦）未遂」の場合には執行猶予を付ける場合があるが、その選択は他の量刑因子（アイテム）によるところが大きい。「強制わいせつ致傷」、 「強姦（強制性交等）」、 「強姦致傷（強制性交等致傷）」については、基本的には実刑が選択される。

②犯行時に心神耗弱状態であった場合には、執行猶予の選択が視野に入れられており、また、犯行に関し、被害者に落ち度があったと認定された場合には、（刑期判断だけでなく、）執行猶予の選択においても、被告人に有利に働く。

③一般情状に関し、執行猶予を付ける方向で被告人に有利に働くのは、示談が完全に成立した場合や、被告人の再犯可能性が低いか、あるいは更生可能性が高いという裁判官の心証形成がなされた場合である。また、被告人が若年である（と認定された）場合には、執行猶予が選択される可能性が高まる。他方で、被告人に服役歴がある場合や被告人が執行猶予中に犯行に及んだ場合には、実刑が選択され、被告人に反省がみられない場合には、執行猶予の選択において被告人に不利に働く。

そこで、本稿では、先行発表した拙稿の結論を踏まえ、「変数増減法を組み合わせていない数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式」の結果を中心に検討して、予測モデルをより詳細に整理していきたいと思う。そして、外れ値となった事例の質的分析を通じて、予測モデルの課題（修正点）を抽出していきたいと思う。

## 2. 手続

### 2.1 対象

本分析で対象としたのは、LEX/DB インターネット〔TKC 提供〕及び裁判所ホームページの裁判例情報に2020年7月7日の時点で収録されていた平成年間の強姦（強制性交等）、強姦致傷（強制性交等致傷）などに関する性犯罪事件の裁判例で、第一審において有罪となり、有期懲役（執行猶予を含む）に処された事例335件であ

る。

対象の選定手続は、以下のとおりである。

- ①まず、犯情が最も重い処断罪名が、「強姦（強制性交等）」、「強姦致傷（強制性交等致傷）」、「強姦未遂（強制性交等未遂）」、「準強姦（準強制性交等）」、「準強姦未遂（準強制性交等未遂）」、「準強姦幫助」「集団強姦」、「集団強姦致傷」、「集団強姦未遂」、「集団準強姦」、「強制わいせつ」、「強制わいせつ致傷」、「強制わいせつ未遂」、「準強制わいせつ」に絞った。
- ②このうち、宣告刑が「有期懲役」のものに限定した（「無期懲役」のものは除外した）。
- ③なお、①・②に該当する裁判所ホームページの裁判例のうち、裁判年月日が特定できないものは、本分析から除外した。

## 2.2 設定した量刑因子（アイテム）／カテゴリー

量刑因子（アイテム）／カテゴリーは、「刑事事件量刑データベース」〔TKC・現代人文社提供〕を参考にして「たたき台」を設定した上で、本分析が対象としている裁判例に一度すべて目を通して、「犯情」と「一般情状」に関するものを詳細に設定した。ここで設定した量刑因子（アイテム）の数は43で、それらのカテゴリーの数は合計すると154になる。

本分析で設定した量刑因子（アイテム）とカテゴリーは、以下のとおりである。なお、「犯情」に関する量刑因子（アイテム）は、分析の便宜上、(1)性犯罪の犯情（性犯罪で犯情が最も重いもの）、(2)犯行後の行為、(3)すべての性犯罪の被害者数に大別した。

### 【(1) 性犯罪の犯情（性犯罪で犯情が最も重いもの）】

- (1-①) 被害者との関係 [〈親〉, 〈子〉, 〈配偶者（内縁を含む）〉, 〈その他の親族〉, 〈交際相手〉, 〈元配偶者・元交際相手〉, 〈友人・知人〉, 〈勤務先関係〉, 〈教師・指導者〉, 〈関係なし〉, 〈その他〉, 〈不明〉]
- (1-②) 姦淫行為 [〈姦淫・既遂〉, 〈姦淫・未遂〉, 〈強制わいせつ〉]
- (1-③) 共犯関係 [〈単独犯〉, 〈共同正犯：主導

的立場〉, 〈共同正犯：従属的立場〉, 〈幫助犯〉, 〈教唆犯〉]

(1-④) 被害結果（死傷） [〈死亡〉, 〈傷害：全治2週間以内〉, 〈傷害：全治1か月以内〉, 〈傷害：全治3か月以内〉, 〈傷害：全治6か月以内〉, 〈傷害：全治6か月超〉, 〈傷害：全治不能〉, 〈傷害：全治不明〉, 〈その他〉, 〈なし〉] ※なお、以下の分析では、対象から「致死」を外しているため、「被害結果（傷害）」と表記した。

(1-⑤) 動機 [〈怨恨〉, 〈嬰兒殺〉, 〈介護疲れ〉, 〈無理心中〉, 〈家族関係（その他）〉, 〈けんか〉, 〈金銭トラブル〉, 〈男女関係〉, 〈保険金〉, 〈憤怒〉, 〈自己保身・発覚のおそれ〉, 〈無差別殺人〉, 〈わいせつ目的〉, 〈背景なし・不明〉, 〈その他〉]

(1-⑥) 凶器等 [〈自動車等〉, 〈薬物・毒物〉, 〈刃物類〉, 〈工具類〉, 〈ひも・ロープ類〉, 〈棒状の凶器〉, 〈銃〉, 〈凶器なし〉, 〈火器・爆発物〉, 〈その他〉]

(1-⑦) 犯行場所 [〈被告人住居内〉, 〈被害者住居内〉, 〈公共施設内〉, 〈宿泊施設内〉, 〈店舗・事務所等〉, 〈その他屋内〉, 〈乗り物内〉, 〈路上・駐車場〉, 〈その他屋外〉]

(1-⑧) 精神症状 [〈うつ病〉, 〈パーソナリティ障害〉, 〈統合失調症〉, 〈発達障害〉, 〈その他の精神症状〉, 〈なし〉]

(1-⑨) 心神耗弱 [〈あり〉, 〈なし〉]

(1-⑩) 被害者の落ち度 [〈あり〉, 〈なし〉]

(1-⑪) 飲酒 [〈あり〉, 〈なし〉]

(1-⑫) 薬物 [〈あり〉, 〈なし〉]

(1-⑬) 計画性 [〈あり〉, 〈なし〉]

(1-⑭) 組織性 [〈あり：対一般市民〉, 〈あり：対組織メンバー〉, 〈なし〉]

### 【(2) 犯行後の行為】

(2-①) 罪証隠滅行為 [〈あり〉, 〈なし〉]

(2-②) 窃盗・詐欺（未遂も含む） [〈あり〉, 〈なし〉]

(2-③) 逃亡・逃走 [〈あり〉, 〈なし〉]

(2-④) その他犯行後の行為 [〈あり〉, 〈なし〉]

【(3) すべての性犯罪の被害者数】

(3-①) 強姦 [〈1名〉, 〈2名〉, 〈3名〉, 〈4名〉, 〈5名以上〉, 〈なし〉]

(3-②) 強姦未遂 [〈1名〉, 〈2名〉, 〈3名〉, 〈4名〉, 〈5名以上〉, 〈なし〉]

(3-③) 強制わいせつ [〈1名〉, 〈2名〉, 〈3名〉, 〈4名〉, 〈5名以上〉, 〈なし〉]

(3-④) 強制わいせつ未遂 [〈1名〉, 〈2名〉, 〈3名以上〉, 〈なし〉]

【(4) 一般情状】

(4-①) 前科・前歴 (少年院歴) [〈あり (同種事案含まず)〉, 〈あり (同種事案含む)〉, 〈なし〉, 〈言及なし〉]

(4-②) 累犯前科 [〈あり〉, 〈なし〉, 〈言及なし〉]

(4-③) 服役歴 [〈あり〉, 〈なし〉, 〈言及なし〉]

(4-④) 反省 [〈あり〉, 〈なし〉, 〈言及なし〉]

(4-⑤) 謝罪 [〈あり〉, 〈なし〉, 〈言及なし〉]

(4-⑥) 示談 [〈全部成立〉, 〈一部成立〉, 〈未成立〉, 〈言及なし〉]

(4-⑦) 損害賠償 [〈全部済み〉, 〈一部済み〉, 〈意思あり〉, 〈なし〉, 〈言及なし〉]

(4-⑧) 被害者感情 [〈宥恕〉, 〈一部宥恕〉, 〈処罰〉, 〈言及なし〉]

(4-⑨) 自首 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑩) 通報 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑪) 再犯可能性 [〈あり (高い)〉, 〈なし (低い)〉, 〈言及なし〉]

(4-⑫) 更生可能性 [〈あり (高い)〉, 〈なし (低い)〉, 〈言及なし〉]

(4-⑬) 高齢 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑭) 若年 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑮) 真相解明の協力 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑯) 社会的影響 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑰) 同情の余地 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑱) 不遇 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑲) 身元引受け・更生支援体制 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

(4-⑳) 執行猶予期間中 [〈期間中〉, 〈なし〉]

(4-㉑) その他の一般情状 [〈あり〉, 〈言及なし〉]

## 2.3 分析の方法

分析は、数量化理論第Ⅱ類で行った (ソフトは、エスミ社の数量化理論 Ver.4.0 を用いた)。変数増減法を組み合わせた分析では、p 値を 0.1 に設定した。

目的変数は、「執行猶予の有無」である (〈あり (執行猶予)〉, 〈なし (実刑)〉) の 2 つのカテゴリーを設定している)。なお、「一部執行猶予」は、〈あり (執行猶予)〉に分類した。一部執行猶予制度については、学説上、「実刑」の一種だとする考え方<sup>6)</sup>と、「執行猶予」と「実刑」の中関刑だとする考え方<sup>7)</sup>があるが、本分析では、2群の目的変数の設定において、あえて〈あり (執行猶予)〉に分類することで、「全部執行猶予」との距離を図ってみることをデザインした。したがって、分析の精度には若干影響を与えることになるのだが、現時点では実験的な意味でそれは致し方ないと考えている。

図表 1 は、対象とした 335 件の宣告刑の分布状況をまとめたものである [SA]。〈実刑〉は 260 件 (77.6%) であり、〈執行猶予〉は 75 件 (22.4%) である。〈実刑〉の刑期の平均値は 96.44 月で、標準偏差は 76.24 である。中央値は 72.00 月で、最頻値は 48 月 (懲役 4 年) である (最小値は 12 月 (懲役 12 月) であり、最大値は 360 月 (懲役 30 年) である)。他方で、〈執行猶予〉の刑期の平均値は 29.33 月で、標準偏差は 8.07 である。中央値は 36.00 月で、最頻値は 36 月 (懲役 3 年) である (最小値は 10 月 (懲役 10 月) であり、最大値は 36 月 (懲役 3 年) である)。

説明変数は、上記の量刑因子 (アイテム) から、「(1-⑥) 凶器等」と「(4-㉑) その他の一般情状」を除いたものを採用した。「(1-⑥) 凶器等」と「(4-㉑) その他の一般情状」については、前処理として、大別した「(1) 性犯罪の犯情 (性犯罪で犯情が最も重いもの)」などの各パートですべての量刑因子 (アイテム) の分析を行ったが、その結果、他の量刑因子 (アイテム) との関係で顕著に高い相関となり、計算上不都合が生じたこ

図表1 本分析対象の宣告刑の分布状況

刑 期	月換算	合計		実刑		執行猶予	
		N	%	N	%	N	%
懲役10月	(10月)	1	0.3	0	0.0	1	1.3
懲役1年	(12月)	5	1.5	2	0.8	3	4.0
懲役1年2月	(14月)	1	0.3	0	0.0	1	1.3
懲役1年6月	(18月)	11	3.3	2	0.8	9	12.0
懲役1年8月	(20月)	1	0.3	0	0.0	1	1.3
懲役1年10月	(22月)	2	0.6	1	0.4	1	1.3
懲役2年	(24月)	25	7.5	14	5.4	11	14.7
懲役2年2月	(26月)	1	0.3	0	0.0	1	1.3
懲役2年4月	(28月)	3	0.9	3	1.2	0	0.0
懲役2年6月	(30月)	20	6.0	11	4.2	9	12.0
懲役2年8月	(32月)	1	0.3	1	0.4	0	0.0
懲役3年	(36月)	55	16.4	17	6.5	38	50.7
懲役3年4月	(40月)	1	0.3	1	0.4		
懲役3年6月	(42月)	17	5.1	17	6.5		
懲役4年	(48月)	25	7.5	25	9.6		
懲役4年6月	(54月)	14	4.2	14	5.4		
懲役4年10月	(58月)	1	0.3	1	0.4		
懲役5年	(60月)	13	3.9	13	5.0		
懲役5年6月	(66月)	5	1.5	5	1.9		
懲役6年	(72月)	10	3.0	10	3.8		
懲役6年6月	(78月)	4	1.2	4	1.5		
懲役7年	(84月)	19	5.7	19	7.3		
懲役7年6月	(90月)	2	0.6	2	0.8		
懲役8年	(96月)	13	3.9	13	5.0		
懲役8年6月	(102月)	2	0.6	2	0.8		
懲役9年	(108月)	6	1.8	6	2.3		
懲役9年6月	(114月)	1	0.3	1	0.4		
懲役9年10月	(118月)	1	0.3	1	0.4		
懲役10年	(120月)	14	4.2	14	5.4		
懲役11年	(132月)	8	2.4	8	3.1		
懲役12年	(144月)	5	1.5	5	1.9		
懲役13年	(156月)	6	1.8	6	2.3		
懲役14年	(168月)	4	1.2	4	1.5		
懲役15年	(180月)	6	1.8	6	2.3		
懲役16年	(192月)	3	0.9	3	1.2		
懲役17年	(204月)	3	0.9	3	1.2		
懲役18年	(216月)	3	0.9	3	1.2		
懲役19年	(228月)	1	0.3	1	0.4		
懲役20年	(240月)	6	1.8	6	2.3		
懲役21年	(252月)	1	0.3	1	0.4		
懲役22年	(264月)	1	0.3	1	0.4		
懲役23年	(276月)	3	0.9	3	1.2		
懲役24年	(288月)	2	0.6	2	0.8		
懲役25年	(300月)	2	0.6	2	0.8		
懲役26年	(312月)	2	0.6	2	0.8		
懲役29年	(348月)	1	0.3	1	0.4		
懲役30年	(360月)	4	1.2	4	1.5		
合 計		335	100.0	260	100.0	75	100.0

宣告刑 刑期(月換算)		合計	実刑	執行猶予
		平均値	81.39	96.44
標準偏差		72.86	76.24	8.07
中央値		48.00	72.00	36.00
最頻値		36	48	36
最小値		10	12	10
最大値		360	360	36

とから、本分析では除外した。したがって、説明変数は、41 量刑因子（アイテム）・144 カテゴリーとなる。

### 3. 結果

先行発表した拙稿（変数増減法を用いた性犯罪の執行猶予の選択基準に関する量刑予測モデル）において、「変数増減法を組み合わせた数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式」（以下、「予測モデル式①」とする。）が選択基準の骨格であることが確認された。そこで、この節では、これを踏まえて、「変数増減法を組み合わせていない数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式」（以下、「予測モデル式②」とする。）の結果を中心に検討して、予測モデルをより詳細に整理していきたいと思う。

#### 3.1 モデルの精度

図表 2 は、予測モデル式①・②の相関比や判別の中率などを示したものである。予測モデル式②では、相関比が 0.538 で、判別の中率は 88.4%であった。予測モデル

図表 2 判別の中率／相関比など

変数増減法を組み合わせた 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式①】				
	全体		実刑	執行猶予
平均	0.000		0.355	-1.230
分散	1.000		0.556	0.590
標準偏差	1.000		0.746	0.768
相関比	0.437	的中度	実刑: 96.1%	猶予: 63.5%
p値	0.000	予測度	実刑: 85.4%	猶予: 88.0%
判別的中点			-0.528	判別の中率 86.0%

変数増減法を組み合わせない 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式②】				
	全体		実刑	執行猶予
平均	0.000		0.394	-1.365
分散	1.000		0.444	0.527
標準偏差	1.000		0.666	0.726
相関比	0.538	的中度	実刑: 97.0%	猶予: 68.0%
p値	0.000	予測度	実刑: 87.7%	猶予: 90.7%
判別の中点			-0.445	判別の中率 88.4%

式①では、相関比が 0.431 で、判別の中率が 86.0%であったので、予測精度が若干向上した。

#### 3.2 カテゴリースコア／レンジ／偏相関係数

図表 3 は、各予測モデル式の量刑因子（アイテム）を偏相関係数順に整列したものである。

予測モデル式①では、変数増減法によって、41 の量刑因子（アイテム）のなかから、12 のものが選別された（なお、【(2) 犯行後の行為】については、4 つの量刑因子（アイテム）のなかから選別されたものがなかった。）。

##### 3.2.1 性犯罪の犯情（性犯罪で犯情が最も重いもの）

【図表 4】

性犯罪の犯情（性犯罪で犯情が最も重いもの）について、変数増減法（予測モデル式①）では、「(1-⑥) 凶器等」を除く 13 の量刑因子（アイテム）のうち、「(1-②) 姦淫行為」、「(1-④) 被害結果（傷害）」、「(1-⑨) 心神耗弱」、「(1-⑩) 被害者の落ち度」が選別された。そこで、まずは、これらの量刑因子（アイテム）をピックアップして、予測モデル式②のデータを確認していこう。

「(1-②) 姦淫行為」については、レンジが 1.072 (8 位) で、偏相関係数が 0.402 (1 位) であった [クラメル連関係数 (以下「r」とする。)=0.429, カイ 2 乗値 (以下「 $\chi^2$ 」とする。)=61.694, p 値 (以下「p」とする。)=0.000]。<強制わいせつ>のカテゴリースコアは-0.630 で、はっきりとマイナス方向を示したのに対して、<姦淫・既遂>のカテゴリースコアは 0.442 となり、プラス方向を示した。したがって、犯情が最も重い処断刑が「強制わいせつ」の場合には、執行猶予が選択される傾向にあるのに対して、「強姦（強制性交等）」の場合（<姦淫・既遂>）には、実刑が選択される傾向があると解される。また、<姦淫・未遂>のカテゴリースコアは-0.028 であり、マイナス方向を示したものの、判別の中点 (-0.445) や平均値からは距離があることから、「強姦未遂（強制性交等未遂）」の場合（<姦淫・未遂>）には、他の量刑因子（アイテム）によって執行猶予を付すか否かが決まってくる傾向にあると解される。

「(1-④) 被害結果（傷害）」については、レンジが 1.815 (2 位) で、偏相関係数が 0.179 (6 位) であった

図表 3 偏相関係数順の量刑因子 (アイテム)

偏相関係数 順位	変数増減法を組み合わせた 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式①】			変数増減法を組み合わせない 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式②】				
		偏相関係数	レンジ/順位		偏相関係数	レンジ/順位		
1位	姦淫行為	0.434	1.266	3位	姦淫行為	0.402	1.072	8位
2位	示談	0.257	0.984	7位	強制わいせつ	0.300	1.376	4位
3位	強制わいせつ	0.250	1.061	6位	損害賠償	0.211	0.925	12位
4位	被害者の落ち度	0.215	1.239	4位	被害者の落ち度	0.210	1.048	10位
5位	被害結果(死傷)	0.189	2.428	1位	被害者との関係	0.182	1.708	3位
6位	反省	0.150	0.551	10位	被害結果(傷害)	0.179	1.815	2位
7位	更生可能性	0.147	0.838	8位	犯行場所	0.174	0.832	13位
8位	再犯可能性	0.147	1.210	5位	共犯関係	0.173	0.760	14位
9位	服役歴	0.141	0.518	11位	反省	0.173	0.560	19位
10位	若年	0.123	0.486	12位	精神症状	0.169	3.879	1位
11位	心神耗弱	0.118	1.478	2位	再犯可能性	0.164	1.143	5位
12位	執行猶予期間中	0.099	0.809	9位	若年	0.160	0.572	18位
13位					被害者感情	0.155	0.650	15位
14位					示談	0.154	0.611	17位
15位					更生可能性	0.153	1.137	6位
16位					服役歴	0.127	0.640	16位
17位					謝罪	0.126	0.306	28位
18位					強制わいせつ未遂	0.124	1.052	9位
19位					前科・前歴(少年院歴)	0.120	0.428	21位
20位					心神耗弱	0.108	1.134	7位
21位					動機	0.106	1.020	11位
22位					計画性	0.096	0.235	33位
23位					社会的影響	0.095	0.376	24位
24位					その他(犯行後)	0.082	0.334	27位
25位					身元引受け更生支援体制	0.078	0.167	36位
26位					真相解明の協力	0.067	0.393	22位
27位					強姦	0.058	0.376	23位
28位					不遇	0.054	0.342	26位
29位					執行猶予期間中	0.053	0.376	25位
30位					強姦未遂	0.049	0.526	20位
31位					罪証隠滅行為	0.041	0.266	30位
32位					窃盗・詐欺(犯行後)※未遂も含む	0.036	0.231	34位
33位					累犯前科	0.032	0.154	37位
34位					高齢	0.030	0.201	35位
35位					逃亡・逃走	0.029	0.265	31位
36位					同情の余地	0.025	0.258	32位
37位					通報	0.023	0.294	29位
38位					組織性	0.023	0.147	38位
39位					飲酒	0.017	0.057	41位
40位					薬物	0.011	0.068	39位
41位					自首	0.007	0.058	40位

注)「(1-⑥)凶器等」と「(4-②)その他の一般情状」は、他の量刑因子(アイテム)との関係で顕著に高い相関となり、計算上不都合が生じたことから、分析の対象から除外した。

図表4 「性犯罪の犯情（性犯罪で犯情が最も重いもの）」に関するカテゴリースコア／レンジ／偏相関係数

(1) 性犯罪の犯情 (性犯罪で犯情が最も重いもの)	カテゴリー	変数増減法を組み合わせた 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式①】					変数増減法を組み合わせない 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式②】								
		N	カテゴリー スコア	レンジ	偏相関係数	目的変数との相関	N	カテゴリー スコア	レンジ	偏相関係数	目的変数との相関				
(1-①) 被害者との関係 (加害者の立場)	親						7	0.512	1.708	3位	0.182	5位	r = 0.226 χ <sup>2</sup> = 17.047 p = 0.073 [ ]		
	配偶者(内縁を含む)						1	1.018							
	その他の親族						2	-0.690							
	交際相手						4	0.197							
	元配偶者・元交際相手						4	0.492							
	友人・知人						36	0.059							
	勤務先関係						18	-0.468							
	教師・指導者						24	0.063							
	関係なし						193	0.023							
	その他						26	0.023							
(1-②) 姦淫行為	不明						20	-0.312							
	姦淫・既遂	162	0.534	1.266	3位	0.434	1位	r = 0.429 χ <sup>2</sup> = 61.694 p = 0.000 [**]	162	0.442	1.072	8位	0.402	1位	r = 0.429 χ <sup>2</sup> = 61.694 p = 0.000 [**]
	姦淫・未遂	62	-0.085					62	-0.028						
強制わいせつ	111	-0.732	111					-0.630							
(1-③) 共犯関係	単独犯								277	-0.041	0.760	14位	0.173	8位	r = 0.134 χ <sup>2</sup> = 5.975 p = 0.113 [ ]
	共同正犯: 主導的立場								35	-0.493					
	共同正犯: 従属的立場								22	-0.266					
	帮助犯								1	-0.129					
(1-④) 被害結果(傷害)	傷害: 全治2週間以内	146	0.114	2.428	1位	0.189	5位	r = 0.145 χ <sup>2</sup> = 7.033 p = 0.218 [ ]	146	0.128	1.815	2位	0.179	6位	r = 0.145 χ <sup>2</sup> = 7.033 p = 0.218 [ ]
	傷害: 全治1か月以内	9	0.257					9	0.102						
	傷害: 全治3か月以内	3	-0.549					3	-0.380						
	傷害: 全治6か月以内	3	1.879					3	1.435						
	傷害: 全治不明	8	-0.037					8	-0.126						
	なし	166	-0.136					166	-0.131						
(1-⑤) 動機	男女関係								9	-0.461	1.020	11位	0.106	21位	r = 0.072 χ <sup>2</sup> = 1.744 p = 0.783 [ ]
	自己保身・発覚のおそれ								3	0.076					
	わいせつ目的								312	0.009					
	背景なし・不明								9	0.294					
	その他								2	-0.726					
(1-⑦) 犯行場所	被告人住居内								38	-0.122	0.832	13位	0.174	7位	r = 0.221 χ <sup>2</sup> = 16.394 p = 0.037 [ * ]
	被害者住居内								56	0.203					
	公共施設内								12	-0.471					
	宿泊施設内								30	-0.056					
	店舗・事務所等								22	-0.148					
	その他屋内								25	-0.240					
	乗り物内								55	0.088					
	路上・駐車場								69	-0.073					
	その他屋外								28	0.361					
	(1-⑧) 精神症状	うつ病								1					-2.439
発達障害									1	0.304					
パーソナリティ障害									4	0.538					
統合失調症									326	-0.006					
その他の精神症状									1	1.440					
(1-⑨) 心神耗弱	なし	3	-1.465	1.478	2位	0.118	11位	r = 0.177 χ <sup>2</sup> = 6.471 p = 0.011 [ * ]	3	-1.124	1.134	7位	0.108	20位	r = 0.177 χ <sup>2</sup> = 6.471 p = 0.011 [ * ]
	あり	332	0.013					332	0.010						
(1-⑩) 被害者の落ち度	あり	15	-1.183	1.239	4位	0.215	4位	r = 0.195 χ <sup>2</sup> = 12.785 p = 0.000 [**]	15	-1.001	1.048	10位	0.210	4位	r = 0.195 χ <sup>2</sup> = 12.785 p = 0.000 [**]
	なし	320	0.055					320	0.047						
(1-⑪) 飲酒	あり								33	-0.051	0.057	41位	0.017	39位	r = 0.039 χ <sup>2</sup> = 0.503 p = 0.478 [ ]
	なし								302	-0.006					
(1-⑫) 薬物	あり								9	0.066	0.068	39位	0.011	40位	r = 0.089 χ <sup>2</sup> = 1.508 p = 0.219 [ ]
	なし								326	-0.002					
(1-⑬) 計画性	あり								77	-0.181	0.235	33位	0.096	22位	r = 0.055 χ <sup>2</sup> = 1.018 p = 0.313 [ ]
	なし								258	0.054					
(1-⑭) 組織性	あり: 対一般市民								3	-0.006	0.147	38位	0.023	38位	r = 0.069 χ <sup>2</sup> = 1.575 p = 0.455 [ ]
	あり: 対組織メンバー								9	0.141					
	なし								323	-0.004					

注1) 該当のないカテゴリーについて計算の過程で除外することになるため、本表には掲載していない。

目的変数との相関: [上段] クラメル 連関係数(r)  
: [中段] カイ2乗値(χ<sup>2</sup>)  
: [下段] p値(p) [ \* ] p ≤ 0.05 [ \*\* ] p ≤ 0.01

[ $r=0.145, \chi^2=7.033, p=0.218$ ]。〈傷害：全治3か月以内〉(-0.380)がマイナス方向に引っ張られたことで、バラツキが多少出た(p値に影響を与えた)と考えられるが、全体的にみて、〈傷害：全治2週間以内〉(0.128)、〈傷害：全治1か月以内〉(0.102)、〈傷害：全治6か月以内〉(1.435)など、〈傷害〉の категорияがプラス方向を示している。したがって、犯情が最も重い犯行が致傷罪である場合(特に、「強制わいせつ致傷」の場合)には、傷害の程度に関わるが、概して実刑の方向で強い影響を与えるものと解される。

「(1-⑨)心神耗弱」については、レンジが1.134(7位)で、偏相関係数が0.108(20位)であった[ $r=0.177, \chi^2=6.471, p=0.011$ ]。〈あり〉の categoryスコアが-1.124であり、顕著にマイナス方向を示したことから、被告人が犯行時に「心神耗弱状態」であったと認定された場合には、執行猶予の選択が視野に入れられているものと解される。

「(1-⑩)被害者の落ち度」については、レンジが1.048(10位)で、偏相関係数が0.210(4位)であった[ $r=0.195, \chi^2=12.785, p=0.000$ ]。〈あり〉の categoryスコアが-1.001で、はっきりとマイナス方向を示したことから、犯行に関し、被害者に落ち度があったと認定された場合には、執行猶予の選択を含め、被告人に有利に働く傾向にあるものと解される。

次に、変数増減法(予測モデル式①)では選別されなかったが、予測モデル式②の結果から影響力があると思われる「(1-①)被害者との関係(加害者の立場)」、  
「(1-③)共犯関係」、  
「(1-⑦)犯行場所」について確認していこう。

「(1-①)被害者との関係(加害者の立場)」については、レンジが1.708(3位)で、偏相関係数が0.182(5位)であった[ $r=0.226, \chi^2=17.047, p=0.073$ ]。〈その他の親族〉の categoryスコアは-0.690で、〈勤務先関係〉の categoryスコアが-0.468となり、これらの categoryははっきりとしたマイナス方向を示したことから、親族や職場関係者による犯行は、執行猶予の選択で被告人に有利に考慮される傾向がある。他方、〈親〉の categoryスコア(0.512)、〈配偶者(内縁を含む)〉の categoryスコア(1.018)、〈元配偶者・元交際相手〉の categoryスコア(0.492)が、いずれも大幅なプラス方

向を示したことから、家族間での性暴力(性的虐待やDV)については執行猶予の選択で被告人に不利に考慮される傾向があるものと解される。

「(1-③)共犯関係」については、レンジが0.760(14位)で、偏相関係数が0.173(8位)であった[ $r=0.134, \chi^2=5.975, p=0.113$ ]。〈共同正犯：従属的立場〉の categoryスコアが-0.266で、〈幫助犯〉の categoryスコアが-0.129で、いずれもマイナス方向を示したのに対して、〈共同正犯：主導的立場〉の categoryスコアが0.493で大幅なプラス方向を示した。よって、被告人が従属的立場(幫助犯を含む)であった場合には、執行猶予の選択で被告人に有利に考慮される傾向があるのに対し、被告人が主導的立場であった場合には、執行猶予の選択で被告人に不利に考慮される傾向があるものと解される。

「(1-⑦)犯行場所」については、レンジが0.832(13位)で、偏相関係数が0.174(7位)であった[ $r=0.221, \chi^2=16.394, p=0.037$ ]。〈公共施設内〉の categoryスコアが-0.471で、〈その他屋内〉の categoryスコアが-0.240であったことから、公共施設などでの犯行については、執行猶予の選択という面で被告人に有利に考慮される傾向がある。他方、〈被害者住居内〉の categoryスコアが0.203で、〈その他屋外〉の categoryスコアが0.361となったことから、被害者宅への侵入による犯行や、路上や駐車場以外へ連れ去った犯行については、執行猶予の選択で被告人に不利に考慮される傾向があるものと解される。

### 3. 2. 2 犯行後の行為【図表5】

犯行後の行為については、変数増減法(予測モデル式①)で選別された量刑因子(アイテム)はなかった。ただ、予測モデル式②の結果から若干影響力があると思われる「(2-④)その他犯行後の行為」について確認しておこう。

「(2-④)その他犯行後の行為」については、レンジが0.334(27位)で、偏相関係数が0.082(24位)であった[ $r=0.105, \chi^2=2.713, p=0.100$ ]。〈あり〉の categoryスコアが0.314となり、プラス方向を示したことから、犯行後の行為の内容によるが、執行猶予の選択という面で被告人に不利に考慮される場合があるものと解される。

図表5 「犯行後の行為」に関するカテゴリースコア/レンジ/偏相関係数

(2) 犯行後の行為	カテゴリー	変数増減法を組み合わせた 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式①】				変数増減法を組み合わせない 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式②】						
		N	カテゴリー スコア	レンジ	偏相関係数	目的変数との相関	N	カテゴリー スコア	レンジ	偏相関係数	目的変数との相関	
(2-①) 罪証隠滅行為	あり					8	-0.260	0.266	30位	0.041	31位	r = 0.084
	なし					327	0.006					$\chi^2 = 1.228$ p = 0.268 [ ]
(2-②) 窃盗・詐欺(未遂も含む)	あり					10	-0.225	0.231	34位	0.036	32位	r = 0.010
	なし					325	0.007					$\chi^2 = 0.000$ p = 1.000 [ ]
(2-③) 逃亡・逃走	あり					4	0.262	0.265	31位	0.029	35位	r = 0.059
	なし					331	-0.003					$\chi^2 = 0.228$ p = 0.633 [ ]
(2-④) その他犯行後の行為	あり					20	0.314	0.334	27位	0.082	24位	r = 0.105
	なし					315	-0.020					$\chi^2 = 2.713$ p = 0.100 [ ]

注1) 該当のないカテゴリーについて計算の過程で除外することになるため、本表には掲載していない。

目的変数との相関：[上段] クラメル連関係数(r)

：[中段] カイ2乗値( $\chi^2$ )

：[下段] p値(p) [\*]  $p \leq 0.05$  [\*\*]  $p \leq 0.01$

図表6 「すべての性犯罪の被害者数」に関するカテゴリースコア/レンジ/偏相関係数

(3) すべての性犯罪の被害者数	カテゴリー	変数増減法を組み合わせた 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式①】				変数増減法を組み合わせない 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式②】									
		N	カテゴリー スコア	レンジ	偏相関係数	目的変数との相関	N	カテゴリー スコア	レンジ	偏相関係数	目的変数との相関				
(3-①) 強姦	1名					120	-0.054	0.376	23位	0.058	27位	r = 0.414			
	2名					24	-0.140					$\chi^2 = 57.336$			
	3名					13	-0.038					p = 0.000 [**]			
	4名					5	0.237								
	5名以上					10	-0.115								
	なし					163	-0.016								
(3-②) 強姦未遂	1名					61	-0.027	0.526	20位	0.049	30位	r = 0.164			
	2名					18	0.058					$\chi^2 = 9.013$			
	3名					3	0.478					p = 0.109 [ ]			
	4名					2	0.210								
	5名以上					4	-0.048								
	なし					247	-0.004								
(3-③) 強制わいせつ	1名	98	-0.264	1.061	6位	0.250	3位	r = 0.347	98	-0.255	1.376	4位	0.300	2位	r = 0.347
	2名	14	0.650					$\chi^2 = 40.289$	14	0.389				$\chi^2 = 40.289$	
	3名	9	0.234					p = 0.000 [**]	9	0.389				p = 0.000 [**]	
	4名	4	0.769						4	0.448					
	5名以上	22	0.797						22	1.121					
	なし	188	-0.032						188	-0.055					
(3-④) 強制わいせつ未遂	1名								23	0.194	1.052	9位	0.124	18位	r = 0.062
	2名								5	-0.680					$\chi^2 = 1.284$
	3名以上								3	-0.858					p = 0.733 [ ]
	なし								304	0.005					

注1) 該当のないカテゴリーについて計算の過程で除外することになるため、本表には掲載していない。

目的変数との相関：[上段] クラメル連関係数(r)

：[中段] カイ2乗値( $\chi^2$ )

：[下段] p値(p) [\*]  $p \leq 0.05$  [\*\*]  $p \leq 0.01$

### 3. 2. 3 すべての性犯罪の被害者数 [図表 6]

すべての性犯罪の被害者数については、変数増減法(予測モデル式①)で、4の量刑因子(アイテム)のうち、「(3-③)強制わいせつ」だけが選別された。「(3-①)強姦」、「(3-②)強姦未遂」が選別されなかったのは、性犯罪の犯情(性犯罪で犯情が最も重いもの)に関する「(1-②)姦淫行為」において示されているとおり、「強姦(強制性交等)」の場合(<姦淫・既遂>)や「強姦未遂(強制性交等未遂)」の場合(<姦淫・未遂>)には、実刑が選択される傾向があるためだと考えられる。ここではまず、「(3-③)強制わいせつ」だけをピックアップして、予測モデル式②のデータを確認して

いこう。

「(3-③)強制わいせつ」については、レンジが1.376(4位)で、偏相関係数が0.300(2位)であった[r=0.347,  $\chi^2=40.289$ , p=0.000]。<1名>のカテゴリースコアが-0.255となり、マイナス方向を示したのに対して、<2名>のカテゴリースコアは0.389、<3名>のカテゴリースコアは0.389で、いずれもプラス方向を示している上、<1名>と<2名>・<3名>の幅(間隔)も比較的大きいことから、犯情が最も重い犯行が「強制わいせつ」の場合でも、執行猶予が選択される傾向があるのは、基本的には被害者が1名の場合であり、被害者が複数の場合には、(刑期判断も重くなることから)実刑が選択される可能性が高まると解される。

なお、「(3-④) 強制わいせつ未遂」については、(予測モデル式②)の「(1-②) 姦淫行為」に示されているように本調査の対象には犯情が最も重い事件がなかったことから、予測モデル式②のような結果につながったと考えられる。犯情が最も重い犯行が「強制わいせつ」で被害者が1名の場合には執行猶予が選択される傾向があることから、「強制わいせつ未遂」でも同様の傾向があるものと推察されるが、ただ現段階のデータではそれを証明することができない旨付言しておきたいと思う。

### 3. 2. 4 一般情状 [図表 7]

一般情状については、変数増減法(予測モデル式①)で、「(4-②) その他の一般情状」を除く20の量刑因子(アイテム)のうち、「(4-③) 服役歴」、「(4-④) 反省」、「(4-⑥) 示談」、「(4-⑩) 再犯可能性」、「(4-⑫) 更生可能性」、「(4-⑭) 若年」、「(4-⑳) 執行猶予期間中」が選別された。まずは、これらの量刑因子(アイテム)をピックアップして、予測モデル式②のデータを確認していこう。

「(4-③) 服役歴」については、レンジが0.640(16位)で、偏相関係数が0.127(16位)であった $[r=0.221, \chi^2=16.399, p=0.000]$ 。〈なし〉のカテゴリースコアが-0.140であったのに対して、〈あり〉のカテゴリースコアが0.500となり、大幅なプラス方向を示したことから、被告人に服役歴がある場合には、実刑が選択される可能性が高まる。

「(4-④) 反省」については、レンジが0.560(19位)で、偏相関係数が0.173(9位)であった $[r=0.207, \chi^2=14.410, p=0.001]$ 。〈あり〉のカテゴリースコア(0.006)と比較して、〈なし〉のカテゴリースコア(0.234)がよりプラス方向に引っ張られていることから、被告人に反省が見られない場合には、執行猶予の選択で被告人に不利に考慮される傾向があるものと解される。

「(4-⑥) 示談」については、レンジが0.611(17位)で、偏相関係数が0.154(14位)であった $[r=0.207, \chi^2=14.410, p=0.001]$ 。〈全部成立〉のカテゴリースコアが-0.337となり、マイナス方向を示したのに対して、他方、〈一部成立〉のカテゴリースコアは0.274となり、プラス方向を示した。この点、〈未成立〉については、カテゴリースコアが-0.027となり、判別的中点(-0.528)

からは距離があることから、執行猶予の選択に与える影響はほぼないと考えられる。したがって、示談が完全に成立した場合に限って、実刑が回避される傾向があるものと解される。

「(4-⑩) 再犯可能性」については、レンジが1.143(5位)で、偏相関係数が0.164(11位)であった $[r=0.184, \chi^2=11.373, p=0.003]$ 。〈なし(低い)〉のカテゴリースコアが-1.117となり、はっきりとマイナス方向を示した。それに対して、〈あり(高い)〉のカテゴリースコアは0.010で、判別的中点(-0.528)からは距離があることから、〈あり(高い)〉のカテゴリースコアについては執行猶予の選択にほとんど影響を与えていない。よって、被告人の再犯可能性が低いと裁判官が心証を形成した場合には、執行猶予の選択において被告人に有利に考慮される傾向があるものと解される。

「(4-⑫) 更生可能性」については、レンジが1.137(6位)で、偏相関係数が0.153(15位)であった $[r=0.135, \chi^2=6.128, p=0.047]$ 。〈なし(低い)〉(-1.088)については、該当事例が1例(LEX/DB28115130)であり、それが少年事件であったことから、この結果につながったものと推察される。したがって、ここでは〈あり(高い)〉を中心にみると、〈あり(高い)〉のカテゴリースコアは-0.465となり、マイナス方向を示していることから、(再犯可能性と同様に、)被告人の更生可能性が高いと裁判官が心証を形成した場合には、執行猶予の選択において被告人に有利に考慮される傾向があるものと解される。

「(4-⑭) 若年」については、レンジが0.572(18位)で、偏相関係数が0.160(12位)であった $[r=0.142, \chi^2=6.772, p=0.009]$ 。〈あり〉のカテゴリースコアが-0.517となり、マイナス方向を示したことから、被告人が若年である(と認定された)場合には、執行猶予の選択において被告人に有利に考慮される傾向があるものと解される。

「(4-⑳) 執行猶予期間中」については、レンジが0.376(25位)で、偏相関係数が0.053(29位)であった $[r=0.078, \chi^2=0.956, p=0.328]$ 。〈期間中〉に該当する事例が7例と少なかったことから統計上有意と判定されなかったが、ただ、一応の解釈を与えると、〈期間中〉のカテゴリースコアは0.368となり、プラス方向を示

図表7 「一般情状」に関するカテゴリースコア/レンジ/偏相関係数

(4)一般情状	カテゴリー	変数増減法を組み合わせた 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式①】					変数増減法を組み合わせない 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式②】								
		N	カテゴリー スコア	レンジ	偏相関係数	目的変数との相関	N	カテゴリー スコア	レンジ	偏相関係数	目的変数との相関				
(4-①) 前科・前歴 (少年院歴)	あり(同種事案含まず)						49	0.049	0.428	21位	0.120	19位	r= 0.169		
	あり(同種事案含む)					48	-0.286	χ <sup>2</sup> = 9.553							
	なし					160	0.142	p= 0.023 [*]							
	言及なし					78	-0.146								
(4-②) 累犯前科	あり							0.154	37位	0.032	33位	r= 0.233			
	なし					35	-0.112					χ <sup>2</sup> = 18.118			
	言及なし					223	0.003					p= 0.000 [**]			
	言及なし					77	0.042								
(4-③) 服役歴	あり	43	0.423	0.518	11位	0.141	9位	r= 0.221	0.640	16位	0.127	16位	r= 0.221		
	なし	199	-0.095					χ <sup>2</sup> = 16.399					199	-0.140	χ <sup>2</sup> = 16.399
	言及なし	93	0.008					p= 0.000 [**]					93	0.069	p= 0.000 [**]
	言及なし														
(4-④) 反省	あり	196	0.014	0.551	10位	0.150	6位	r= 0.207	0.560	19位	0.173	9位	r= 0.207		
	なし	79	0.219					χ <sup>2</sup> = 14.410					79	0.234	χ <sup>2</sup> = 14.410
	言及なし	60	-0.333					p= 0.001 [**]					60	-0.326	p= 0.001 [**]
	言及なし														
(4-⑤) 謝罪	あり							0.306	28位	0.126	17位	r= 0.125			
	なし					88	-0.178					χ <sup>2</sup> = 5.250			
	言及なし					76	-0.083					p= 0.072 [ ]			
	言及なし					171	0.129								
(4-⑥) 示談	全部成立	59	-0.678	0.984	7位	0.257	2位	r= 0.325	0.611	17位	0.154	14位	r= 0.325		
	一部成立	23	0.306					χ <sup>2</sup> = 35.488					23	0.274	χ <sup>2</sup> = 35.488
	未成立	58	0.100					p= 0.000 [**]					58	-0.027	p= 0.000 [**]
	言及なし	195	0.139					195					0.078		
(4-⑦) 損害賠償	全部済み							0.925	12位	0.211	3位	r= 0.292			
	一部済み					35	-0.618					χ <sup>2</sup> = 28.529			
	意思あり					36	-0.088					p= 0.000 [**]			
	なし					35	0.127								
(4-⑧) 被害者感情	有知							0.650	15位	0.155	13位	r= 0.201			
	一部有知					22	-0.576					χ <sup>2</sup> = 13.592			
	処罰					10	-0.126					p= 0.004 [**]			
	言及なし					228	0.074								
(4-⑨) 自首	あり							0.058	40位	0.007	41位	r= 0.066			
	言及なし					5	0.057					χ <sup>2</sup> = 0.448			
	言及なし					330	-0.001					p= 0.503 [ ]			
	言及なし														
(4-⑩) 通報	あり							0.294	29位	0.023	37位	r= 0.051			
	言及なし					2	0.292					χ <sup>2</sup> = 0.008			
	言及なし					333	-0.002					p= 0.929 [ ]			
	言及なし														
(4-⑪) 再犯可能性	あり(高い)	48	-0.024	1.210	5位	0.147	8位	r= 0.184	1.143	5位	0.164	11位	r= 0.184		
	なし(低い)	7	-1.177					χ <sup>2</sup> = 11.373					7	-1.117	χ <sup>2</sup> = 11.373
	言及なし	280	0.034					p= 0.003 [**]					280	0.026	p= 0.003 [**]
	言及なし														
(4-⑫) 更生可能性	あり(高い)	30	-0.541	0.838	8位	0.147	7位	r= 0.135	1.137	6位	0.153	15位	r= 0.135		
	なし(低い)	1	-0.782					χ <sup>2</sup> = 6.128					1	-1.088	χ <sup>2</sup> = 6.128
	言及なし	304	0.056					p= 0.047 [*]					304	0.050	p= 0.047 [*]
	言及なし														
(4-⑬) 高齢	あり							0.201	35位	0.030	34位	r= 0.028			
	言及なし					7	0.196					χ <sup>2</sup> = 0.004			
	言及なし					328	-0.004					p= 0.951 [ ]			
	言及なし														
(4-⑭) 若年	あり	32	-0.439	0.486	12位	0.123	10位	r= 0.142	0.572	18位	0.160	12位	r= 0.142		
	言及なし	303	0.046					χ <sup>2</sup> = 6.772					303	0.055	χ <sup>2</sup> = 6.772
	言及なし							p= 0.009 [**]							p= 0.009 [**]
	言及なし														
(4-⑮) 真相説明の協力	あり							0.393	22位	0.067	26位	r= 0.059			
	言及なし					11	0.381					χ <sup>2</sup> = 0.501			
	言及なし					324	-0.013					p= 0.479 [ ]			
	言及なし														
(4-⑯) 社会的影響	あり							0.376	24位	0.095	23位	r= 0.061			
	言及なし					23	0.350					χ <sup>2</sup> = 0.731			
	言及なし					312	-0.026					p= 0.393 [ ]			
	言及なし														
(4-⑰) 同情の余地	あり							0.258	32位	0.025	36位	r= 0.051			
	言及なし					3	-0.255					χ <sup>2</sup> = 0.057			
	言及なし					332	0.002					p= 0.811 [ ]			
	言及なし														
(4-⑱) 不遇	あり							0.342	26位	0.054	28位	r= 0.045			
	言及なし					9	-0.333					χ <sup>2</sup> = 0.174			
	言及なし					326	0.009					p= 0.676 [ ]			
	言及なし														
(4-⑲) 身元引受け ・更生支援体制	あり							0.167	36位	0.078	25位	r= 0.052			
	言及なし					167	0.084					χ <sup>2</sup> = 0.897			
	言及なし					168	-0.083					p= 0.344 [ ]			
	言及なし														
(4-⑳) 執行猶予期間中	期間中	7	0.792	0.809	9位	0.099	12位	r= 0.078	0.376	25位	0.053	29位	r= 0.078		
	なし	328	-0.017					χ <sup>2</sup> = 0.956					328	-0.008	χ <sup>2</sup> = 0.956
	なし							p= 0.328 [ ]							p= 0.328 [ ]
	なし														

注1) 該当のないカテゴリーについて計算の過程で除外することになるため、本表には掲載していない。

注2) 「(4-⑳)その他の一般情状」は、判別力が顕著に弱く、計算に影響を与えたことから、本分析では対象から除外した。

目的変数との相関：[上段] クラメル連関係数(r)

：[中段] カイ2乗値(χ<sup>2</sup>)

：[下段] p値(p) [\*] p≤0.05 [\*\*] p≤0.01

していることから、被告人が執行猶予中に犯行に及んだ場合には、実刑が選択されるものと解される。ただ、この点については、執行猶予期間中に犯行に及んだ場合、一般的に執行猶予が取り消される傾向があることから、その結果を示したものと考えられる。

次に、変数増減法（予測モデル式①）では選別されなかったが、予測モデル式②の結果から影響力があると思われる「（4-⑤）謝罪」，「（4-⑦）損害賠償」，「（4-⑧）被害者感情」について確認していこう。

「（4-⑤）謝罪」については、レンジが 0.306（28 位）で、偏相関係数が 0.126（17 位）であった [ $r=0.125, \chi^2=5.250, p=0.072$ ]。〈あり〉のカテゴリースコアが -0.178 となり、マイナス方向を示したのに対して、〈なし〉のカテゴリースコアが -0.083 となり、僅かにマイナス方向を示した。被害者に対し謝罪がなされた場合には、執行猶予の選択で被告人に多少有利に考慮される傾向があるものと解される。

「（4-⑦）損害賠償」については、レンジが 0.925（12 位）で、偏相関係数が 0.211（3 位）であった [ $r=0.292, \chi^2=28.529, p=0.000$ ]。〈全部済み〉のカテゴリースコアが -0.618 となり、はっきりとしたマイナス方向を示したのに対して、〈なし〉のカテゴリースコアが 0.306 となり、プラス方向を示した。したがって、被害者に対し損害賠償がなされた場合には、執行猶予の選択で被告人に有利に考慮される傾向があり、他方で、損害賠償がなされていない場合には被告人に不利な形で考慮される傾向があるものと解される。なお、〈意思あり〉については、カテゴリースコアが 0.127 であったことから、被害者に対し損害賠償をする意思があるというだけでは、執行猶予の選択において必ずしも被告人に有利な方向で働いていないものと解される。

「（4-⑧）被害者感情」については、レンジが 0.650（15 位）で、偏相関係数が 0.155（13 位）であった [ $r=0.201, \chi^2=13.592, p=0.004$ ]。〈宥恕〉のカテゴリースコアが -0.576 であり、はっきりとしたマイナス方向を示したことから、被害者から宥恕を得た場合には、執行猶予が選択される傾向があるものと解される。また、〈一部宥恕〉については、カテゴリースコアが -0.126 であり、マイナス方向を示したことを勘案すると、一部の被害者から宥恕を得た場合については、執行猶予の選択

において被告人に多少有利な方向で考慮されているものと解される。

### 3.3 「執行猶予選択に関する予測モデル」の考察 [図表 8]

では、以上の結果を小括した上で若干の考察をしよう。ここではまず、犯情（ここでは、「（1）性犯罪の犯情（性犯罪で犯情が最も重いもの）」，「（2）犯行後の行為」，「（3）すべての性犯罪の被害者数」をまとめたもの）に関するパートからまとめると、影響力のある量刑因子（アイテム）は、「（1-①）被害者との関係（加害者の立場）」，「（1-②）姦淫行為」，「（1-③）共犯関係」，「（1-④）被害結果（傷害）」，「（1-⑦）犯行場所」，「（1-⑨）心神耗弱」，「（1-⑩）被害者の落ち度」，「（2-④）その他犯行後の行為」，「（3-③）強制わいせつ」であった。ここに挙げた量刑因子（アイテム）について、偏相関係数、クラメール連関係数、カイ 2 乗値などの結果を総合的に考慮して、さらに整理すれば、①執行猶予の選択を視野に入れるか判断する上で中核となっている〔実刑と執行猶予の基本的な分水嶺を形成する〕量刑因子（アイテム）は、「（1-②）姦淫行為」，「（1-④）被害結果（傷害）」，「（3-③）強制わいせつ」であり、②これらに準じた位置づけとなるのは、「（1-①）被害者との関係（加害者の立場）」，「（1-③）共犯関係」，「（1-⑦）犯行場所」，「（1-⑨）心神耗弱」，「（1-⑩）被害者の落ち度」，「（2-④）その他犯行後の行為」であると考えられる。

この結果をより具体的な形でまとめると、「執行猶予」が選択される傾向にあるのは、基本的には、犯情が最も重い犯行が「強制わいせつ」で、被害者が 1 名の事案であり、犯行が「強制わいせつ致傷」や「強姦（強制性交等）」の場合や、被害者が 2 名以上の場合には、実刑が選択される傾向にある。

ただ、基本的に「実刑」が選択される傾向にある犯行であっても、①従属的立場による犯行の場合、②親族や職場関係者による犯行の場合、③公共施設などでの犯行の場合、④被告人が犯行時に「心神耗弱状態」であったと認定された場合、⑤被害者に落ち度があったと認定された場合には、被告人に有利な方向で働き、「執行猶予」の選択も視野に入れられるものと解される。

図表 8 本分析から見てきた性犯罪の執行猶予選択基準

	基本的に執行猶予を付す事例	基本的に実刑にする事例
犯情	①強制わいせつで、被害者が1名の場合	②強制わいせつで、被害者が2名以上の場合
	(②強姦未遂(強制性交等未遂)で、被害者が1名の場合)	③強制わいせつ致傷の場合
		(④強姦未遂(強制性交等未遂)で、被害者が2名以上の場合)
		⑤強姦(強制性交等)の場合
		⑥強姦致傷(強制性交等致傷)の場合
↓		
	被告人に有利となる場合	被告人に不利となる場合
犯情	①従属的立場による犯行の場合	⑥主導的立場による犯行の場合
	②親族や職場関係者による犯行の場合	⑦家族間での性的な虐待やDVの場合
	③公共施設などでの犯行の場合	⑧被害者宅への侵入による犯行や、路上や駐車場以外へ連れ去った犯行の場合
	④被告人が犯行時に「心神耗弱状態」であったと認定された場合	(なお、⑨犯行後の行為(その内容による)がある場合)
	⑤被害者に落ち度があったと認定された場合	
↓		
	被告人に有利となる場合	被告人に不利となる場合
一般情状	①示談が完全に成立した場合	⑧被告人に服役歴がある場合
	②被害者に対し損害賠償がなされた場合	⑨損害賠償がなされていない場合
	③被害者から宥恕を得た場合	⑩被告人に反省が見られない場合
	(なお、④一部の被害者から宥恕を得た場合)	⑪被告人が執行猶予中に犯行に及んだ場合
	⑤被告人の再犯可能性が低い(もしくは更生可能性が高い)と裁判官が心証を形成した場合	
	⑥被告人が若年である(と認定された)場合	
	(なお、⑦被害者に対し謝罪がなされた場合)	

他方で、基本的に「執行猶予」が選択される傾向にある犯行であっても、⑥主導的立場による犯行の場合、⑦家族間での性的な虐待や DV の場合、⑧被害者宅への侵入による犯行や、路上や駐車場以外へ連れ去った犯行の場合には、被告人に不利な方向で働き、実刑の選択も視野に入れられるものと解される(なお、⑨犯行後の行為について、その内容によるが、被告人に不利に考慮される

場合がある。)

では次に、一般情状について影響力のある量刑因子(アイテム)に関するパートをまとめよう。一般情状で影響力のある量刑因子(アイテム)は、「(4-③)服役歴」、「(4-④)反省」、「(4-⑤)謝罪」、「(4-⑥)示談」、「(4-⑦)損害賠償」、「(4-⑧)被害者感情」、「(4-⑩)再犯可能性」、「(4-⑫)更生可能

性」, 「(4-⑭) 若年」, 「(4-⑳) 執行猶予期間中」であった。ここでも、偏相関係数、クラメール連関係数、カイ 2 乗値などの結果を総合的に考慮して、さらに整理すれば、③一般情状に関し、執行猶予の選択という面で中心的な影響力を有する量刑因子(アイテム)は、「(4-③) 服役歴」, 「(4-⑥) 示談」, 「(4-⑦) 損害賠償」, 「(4-⑧) 被害者感情」, 「(4-⑪) 再犯可能性」, 「(4-⑫) 更生可能性」であり、④これらに準じた位置づけとなるのは、「(4-④) 反省」, 「(4-⑤) 謝罪」, 「(4-⑭) 若年」, 「(4-⑳) 執行猶予期間中」であった。

そして、この結果をまず、執行猶予の選択において被告人に「有利」な形で考慮されるという観点から具体的に整理すると、①示談が完全に成立した場合、②被害者に対し損害賠償がなされた場合、③被害者から宥恕を得た場合(なお、④一部の被害者から宥恕を得た場合でも、多少有利な方向で考慮される。)、⑤被告人の再犯可能性が低い(もしくは更生可能性が高い)と裁判官が心証を形成した場合、⑥被告人が若年である(と認定された)場合には、①・②の結果に影響されるものの、執行猶予が選択される可能性が高まる(なお、⑦被害者に対し謝罪がなされた場合には、多少有利に考慮されることも付言しておく。)

他方で、⑧被告人に服役歴がある場合、⑨損害賠償がなされていない場合、⑩被告人に反省が見られない場合、⑪被告人が執行猶予中に犯行に及んだ場合には、①・②の結果に影響されるものの、「実刑」が選択される可能性が高まる。

### 3.4 外れ値事例に関する検証

図表 9 は、サンプルスコアの分布状況を階級幅別に示したものである。予測モデル式②の判別的中点は(図表 2 で示したとおり) -0.445 であるから、<階級値: -0.50 (階級幅: -0.63~-0.38)>を基準にして、それを下回る階級値に分類される場合には予測上「執行猶予」の判定となり、それを上回る階級値に分類される場合には「実刑」の判定となる。

ただ、量刑には「幅」が認められていることから、ある程度の重なりあい が想定される。そこで、階級値-0.50 の±0.5 に設定して、それ以外を外れ値とみなし、その分

布状況を整理すると、「実刑」では、<階級値: -1.25 (階級幅: -1.38~-1.13)>に 4 例(1.5%)、<階級値: -1.50 (階級幅: -1.63~-1.38)>に 1 例(0.4%)、<階級値: -1.75 (階級幅: -1.88~-1.63)>に 2 例(0.8%)となり、計 7 例(2.7%)となる。

他方で、「執行猶予」では、<階級値: 0.25 (階級幅: 0.13~0.38)>に 3 例(4.0%)となり、計 3 例(4.0%)となる。

このように見ると、外れ値事例が比較的少なかったと評価できる。以下では、サンプルスコアが -1.13 を下回った事例(実績値が予測値に比べて重かった事例) 7 例と、サンプルスコアが 1.13 を上回った事例(実績値が予測値に比べて軽かった事例) 3 例について検証する。

#### 3.4.1 サンプルスコアが -1.13 を下回った事例(実績値が予測値に比べて重かった事例)

**事例 1** 福井地判平成 30 年 12 月 6 日 LEX/DB25562172【監禁、強制性交等被告事件】

<p>実績値: 実刑(懲役 4 年)          予測値: 執行猶予          サンプルスコア: -1.179</p>
--

#### [事案の概要]

被告人は、平成 30 年 7 月 5 日、福井市内の量販店内で見掛けた被害者に強いてわいせつな行為をしようと考え、同人を追跡し、犯行に供するために準備してあった黒色仮面、黒色ニット帽及びゴム手袋を着用した。

そうして、被告人は、同日午前 2 時 39 分頃、福井県 C 市において、被害者が同所に駐車した軽四輪乗用自動車運転席から降車しようとするや、同人の肩付近を手で押して同車助手席まで同人を押し込み、「殺さんから。」などと言う暴行脅迫を加えた。ところが、その頃、同車のクラクションが鳴ったことから、被告人は、被害者を連行して犯行場所を移そうと考え、直ちに同車を運転して発進させ、走行中の同車内において、同人对し、「顔を見れないようにせなあかん。」などと言って脅迫し、同人を同市まで連行した。そして、被告人は、同所に停車中の同車内において、前記一連の暴行脅迫により反抗を抑圧された被害者に対し、着衣の首元付近を引き

図表9 サンプルスコアの分布状況（階級幅別）

階級幅		変数増減法を組み合わせた 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式①】						変数増減法を組み合わせない 数量化理論第Ⅱ類による予測モデル式 【予測モデル式②】					
		合計		実刑 ◎宣告刑		付執行猶予 ◎宣告刑		合計		実刑 ◎宣告刑		付執行猶予 ◎宣告刑	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
-3.38~-3.13	-3.25	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
-3.13~-2.88	-3.00	2	0.6	0	0.0	2	2.7	1	0.3	0	0.0	1	1.3
-2.88~-2.63	-2.75	1	0.3	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
-2.63~-2.38	-2.50	1	0.3	0	0.0	1	1.3	3	0.9	0	0.0	3	4.0
-2.38~-2.13	-2.25	5	1.5	0	0.0	5	6.7	8	2.4	0	0.0	8	10.7
-2.13~-1.88	-2.00	6	1.8	0	0.0	6	8.0	4	1.2	0	0.0	4	5.3
-1.88~-1.63	-1.75	12	3.6	3	1.2	9	12.0	16	4.8	2	0.8	14	18.7
-1.63~-1.38	-1.50	7	2.1	2	0.8	5	6.7	12	3.6	1	0.4	11	14.7
-1.38~-1.13	-1.25	18	5.4	6	2.3	12	16.0	13	3.9	4	1.5	9	12.0
-1.13~-0.88	-1.00	20	6.0	9	3.5	11	14.7	11	3.3	5	1.9	6	8.0
-0.88~-0.63	-0.75	23	6.9	12	4.6	11	14.7	14	4.2	9	3.5	5	6.7
-0.63~-0.38	-0.50	15	4.5	11	4.2	4	5.3	21	6.3	14	5.4	7	9.3
-0.38~-0.13	-0.25	20	6.0	19	7.3	1	1.3	18	5.4	16	6.2	2	2.7
-0.13~0.13	0.00	26	7.8	23	8.8	3	4.0	34	10.1	32	12.3	2	2.7
0.13~0.38	0.25	34	10.1	33	12.7	1	1.3	38	11.3	35	13.5	3	4.0
0.38~0.63	0.50	42	12.5	39	15.0	3	4.0	28	8.4	28	10.8	0	0.0
0.63~0.88	0.75	39	11.6	39	15.0	0	0.0	46	13.7	46	17.7	0	0.0
0.88~1.13	1.00	33	9.9	33	12.7	0	0.0	40	11.9	40	15.4	0	0.0
1.13~1.38	1.25	19	5.7	19	7.3	0	0.0	19	5.7	19	7.3	0	0.0
1.38~1.63	1.50	8	2.4	8	3.1	0	0.0	7	2.1	7	2.7	0	0.0
1.63~1.88	1.75	1	0.3	1	0.4	0	0.0	1	0.3	1	0.4	0	0.0
1.88~2.13	2.00	2	0.6	2	0.8	0	0.0	1	0.3	1	0.4	0	0.0
2.13~2.38	2.25	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2.38~2.63	2.50	0	0.0	0	0.0	0	0.0						
2.63~2.88	2.75	1	0.3	1	0.4	0	0.0						
2.88~3.13	3.00	0	0.0	0	0.0	0	0.0						
合計		335	100.0	260	100.0	75	100.0	335	100.0	260	100.0	75	100.0

下げてその乳首をなめる、パンツを引き下げてその陰部をなめる、被告人の指を膣の中に入れるなどし、さらに、強制的に性交をしようと考え、同車助手席ドア付近で被害者と性交し、引き続き、同車を運転して同県 D 町【記載省略】まで同人を連行し、同日午前 3 時 21 分頃、同所において同人を解放するまでの間、同人が同車内等から脱出することを著しく困難にさせ、もって同人を不法に監禁した。

〔量刑の理由〕懲役 4 年（実刑）

福井地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のような理由を示した。

1 被告人は、深夜の人気のない駐車場において、被害者を車内に押し込み、さらに同車で連行して周囲に助けを求められない状況にした上、仮面等を付けた不気味な姿で、抵抗すれば顔を傷つける旨の脅迫に及んでおり、凶器のみならず殴るなどの暴力も用いていないものの、被害者に強い恐怖心を与える態様である。また、種々のわいせつ行為を行った上で、体外に射精したとはいえ避妊の措置を講じることなく性交に及んでおり、この点も相応に悪質である。監禁については成り行きによる犯行である上、当初から性交まで企図していたわけでもないが、強制わいせつ行為に備えて自己の犯行が発覚しないよう前

記仮面等を事前に準備していたことからすれば、単なる場当たりの犯行でもない（なお、被告人は、性交については被害者が承諾したと誤信していたかのような供述をしているが、前記のような本件犯行の時間、場所、態様等に加え、被告人は、犯行後ほどない頃にはいわゆる強姦をしたと自覚したというのであるから、被害者が犯行中に性交に応じるような態度を取っていたとしても、状況からしてそれが真意でないことは認識していたものと認められる。）。

もとより、被害者が受けた苦痛は多大なものであったと認められ、現に、本件被害に遭ったことにより、離職や引っ越し、車の買換えを余儀なくされている。

2 さらに、被告人は、前科はないものの、本件以前にも盗撮をしたり強制わいせつを企図して女性を追跡したりしたことがあるというのであって、その性癖には根深い問題が認められる。

そうすると、被告人が被害者に謝罪した上で 500 万円を支払って示談を成立させたことのほか、事実を認めて反省の態度を示し、性障害専門の治療に努める意向を示していること、実母と義兄が出廷してそれぞれ被告人の支援を約束し、本件犯行後に離婚した元妻も書面で更生に協力する旨述べていることから、被告人が再犯を犯さないことは相応に期待し得ることを加味しても、単独犯が路上で面識のない者に対して敢行した強制性交等（強姦）1 件の量刑傾向に照らし、本件は、酌量減輕は認められるものの、刑の執行猶予を付すべき事案であるとはいえず、被告人を主文標記の実刑に処するのが相当である。

（求刑 懲役 5 年 6 月）

**〔検証〕結論：事例 1 の実績値「懲役 4 年（実刑）」は妥当であると解される。他方で、予測モデルについては、重みづけ（カテゴリースコア）のアップデートが必要であると考えられ、今後、令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。**

本件は、被告人が、深夜の人気のない駐車場において、被害者を車内に押し込み、さらに同車で連行して周囲に助けを求められない状況にした上、仮面等を付けた不気

味な姿で、抵抗すれば顔を傷つける旨の脅迫し、種々のわいせつ行為を行うとともに、無理やり性交して、その後解放するまでの間、不法に監禁したという事案である。本判決では、懲役 5 年 6 月の求刑に対して、懲役 4 年の実刑を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを -1.179 と算出し、「執行猶予」であると判定した。

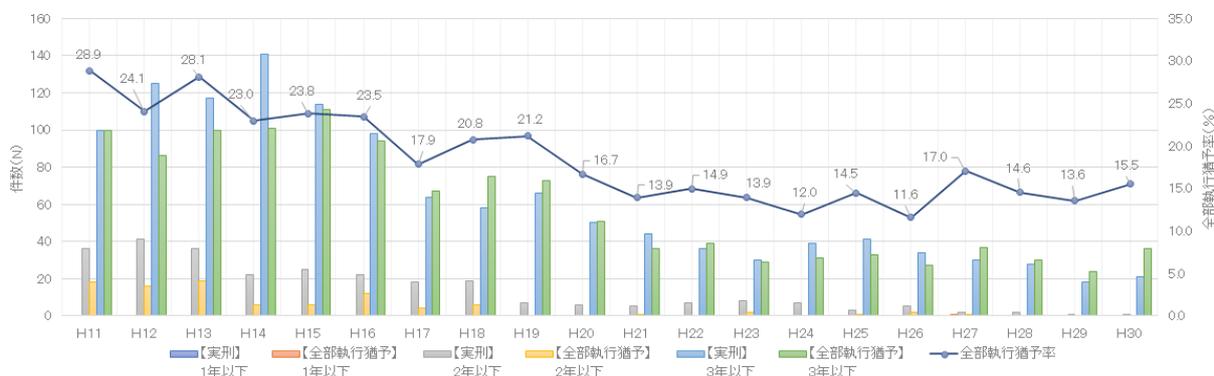
実績値と予測値が乖離した 1 つ目の要因は、監禁に対する重視の度合い（重みづけ）の相違だと考えられる。

「監禁」について、本判決では、「成り行きによる犯行である上、当初から性交まで企図していたわけでもないが、強制わいせつ行為に備えて自己の犯行が発覚しないよう前記仮面等を事前に準備していたことからすれば、単なる場当たりの犯行でもない」としていることから、この点も重視していると考えられる。それに対して、本予測モデルでは、監禁についても「犯行後の行為」として被告人に不利となるよう織り込んでいるものの、だがその重みづけが本判決の重視の度合いに比べて軽かったのではないかと推察される。

2 つ目の要因は、強制性交等罪に関する重罰化傾向を織り込めていなかったことだと考えられる。本件は「平成 30 年」の事案であり、性刑法改正後の事例である。平成 29 年の性刑法の抜本的改正によって、（1）強姦罪の構成要件が拡張されて、「強制性交等罪」となり、（2）強制性交等罪の法定刑の下限が懲役 3 年から 5 年に引き上げられた。また、量刑傾向として、強姦罪（強制性交等罪）の宣告刑は徐々に重くなっており、全部執行猶予率も平成 30 年までの 20 年間で 10pt 以上も低下している（図表 10 参照）。本判決では、法定刑の下限を下回るものの、これらの点を織り込んでいると考えられ、それに対して、予測モデルでは、これらの点を十分には織り込めておらず、全体の重みづけ（カテゴリースコア）が、法改正後の量刑基準に比べて軽かったのではないかと考えられる。

3 つ目の要因は、再犯可能性の重視の度合い（重みづけ）の相違だと考えられる。本判決では、「前科はないものの、本件以前にも盗撮をしたり強制わいせつを企図して女性を追跡したりしたことがあるというのであって、その性癖には根深い問題が認められる」と言及しており、一般情状として、「事実を認めて反省の態度を示し、性

図表 10 強制性交等（強姦）罪の量刑の推移（平成 11 年～平成 30 年）



	【実刑】 1年以下		【全部執行猶予】 1年以下		【実刑】 2年以下		【全部執行猶予】 2年以下		【実刑】 3年以下		【全部執行猶予】 3年以下		5年以下		7年以下		7年超		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
平成11年	0	0.0	0	0.0	36	8.8	18	4.4	100	24.4	100	24.4	114	27.9	25	6.1	16	3.9	409	100.0
平成12年	0	0.0	0	0.0	41	9.7	16	3.8	125	29.5	86	20.3	123	29.0	26	6.1	7	1.7	424	100.0
平成13年	0	0.0	0	0.0	36	8.5	19	4.5	117	27.7	100	23.6	111	26.2	24	5.7	16	3.8	423	100.0
平成14年	0	0.0	0	0.0	22	4.7	6	1.3	141	30.3	101	21.7	149	32.0	31	6.7	16	3.4	466	100.0
平成15年	0	0.0	0	0.0	25	5.1	6	1.2	114	23.2	111	22.6	146	29.7	49	10.0	40	8.1	491	100.0
平成16年	0	0.0	0	0.0	22	4.9	12	2.7	98	21.7	94	20.8	137	30.3	53	11.7	36	8.0	452	100.0
平成17年	0	0.0	0	0.0	18	4.5	4	1.0	84	16.1	67	16.9	149	37.5	54	13.6	41	10.3	397	100.0
平成18年	0	0.0	0	0.0	19	4.9	6	1.5	58	14.9	75	19.2	123	31.5	62	15.9	47	12.1	390	100.0
平成19年	0	0.0	0	0.0	7	2.0	0	0.0	66	19.1	73	21.2	113	32.8	47	13.6	39	11.3	345	100.0
平成20年	0	0.0	0	0.0	6	2.0	0	0.0	50	16.3	51	16.7	98	32.0	53	17.3	48	15.7	306	100.0
平成21年	0	0.0	0	0.0	5	1.9	1	0.4	44	16.5	36	13.5	80	30.1	56	21.1	44	16.5	266	100.0
平成22年	0	0.0	0	0.0	7	2.7	0	0.0	36	13.8	39	14.9	84	32.2	51	19.5	44	16.9	261	100.0
平成23年	0	0.0	0	0.0	8	3.6	2	0.9	30	13.5	29	13.0	71	31.8	45	20.2	38	17.0	223	100.0
平成24年	0	0.0	0	0.0	7	2.7	0	0.0	39	15.1	31	12.0	91	35.1	53	20.5	38	14.7	259	100.0
平成25年	0	0.0	0	0.0	3	1.3	1	0.4	41	17.4	33	14.0	74	31.5	45	19.1	38	16.2	235	100.0
平成26年	0	0.0	0	0.0	5	2.0	2	0.8	34	13.5	27	10.8	109	43.4	37	14.7	37	14.7	251	100.0
平成27年	0	0.0	1	0.4	2	0.9	1	0.4	30	13.1	37	16.2	92	40.2	32	14.0	34	14.8	229	100.0
平成28年	0	0.0	0	0.0	2	1.0	0	0.0	28	13.6	30	14.6	75	36.4	31	15.0	38	18.4	206	100.0
平成29年	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	18	10.2	24	13.6	77	43.5	36	20.3	21	11.9	177	100.0
平成30年	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0	21	9.1	36	15.5	97	41.8	48	20.7	29	12.5	232	100.0

注1) 表では、<10年以下>、<15年以下>、<20年以下>、<25年以下>、<30年以下>、<無期懲役>を、<7年超>にまとめた。  
 注2) 図と表では、【一部執行猶予】を省略した。  
 注3) 図では、<5年以下>、<7年以下>、<7年超>を省略した。

拙稿「変数増減法を用いた性犯罪の執行猶予の選択基準に関する量刑予測モデル」地域論叢 36号（2021年）53頁。

障害専門の治療に努める意向を示していること、実母と義兄が出廷してそれぞれ被告人の支援を約束し、本件犯行後に離婚した元妻も書面で更生に協力する旨述べていることから、被告人が再犯を犯さないことは相応に期待し得る」〔傍点は筆者による〕としているものの、犯行につながる性的な嗜好や行為が認められることなどを特に問題視して、再犯可能性が高いと判断したと考えることができる。それに対して、本予測モデルでは、「〔再犯可能性〕ある（高い）」というカテゴリーの重みづけ（カテゴリースコア）が、本判決に比べると軽かったのではないかと推察される。

以上のことから、事例1の実績値「懲役4年（実刑）」は妥当であると解され、他方で、予測モデルについては、重みづけ（カテゴリースコア）のアップデートが必要であることから、今後、令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましいと解する。

**事例 2** 青森地判平成 10 年 11 月 11 日 LEX/DB28045204  
**【強姦致傷被告事件】**

実績値：実刑（懲役 2 年 6 月）  
 予測値：執行猶予  
 サンプルスコア：-1.830

**【事案の概要】**

被告人は、平成 10 年 6 月 25 日、知り合ったばかりの被害者（当時 17 歳）をドライブに誘い、同日午後 6 時 20 分ころから自己が運転する普通乗用自動車の助手席に同女を乗せて青森市内を走行中、劣情を催し、少しくらい抵抗しても無理矢理にでも同女を姦淫しようと企て、同日午後 8 時 15 分ころ、同市大字大谷字小谷地内北奥幹線新設工事第 7 工区共同企業体送電線工事車両用待避所に駐車した同車内において、同女の上に覆いかぶさり、そ

の両手首を手で掴んで同女の体側に押しつけるなどの暴行を加え、「うるせえ、この。」「おっかねより、気持ちいいほういいべ。」などと申し向けて脅迫し、その反抗を著しく困難ならしめて、強いて同女を姦淫し、その際、同女に対し、全治まで約 1 週間を要する膣裂傷の傷害を負わせたものである。

#### 〔量刑の理由〕 懲役 2 年 6 月（実刑）

青森地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のような理由を示した。

本件は、被告人が、いわゆるナンパをしてドライブに誘った高校生である被害者を強姦し、その際全治まで約 1 週間を要する傷害を負わせたという事案である。その動機は、被害者が自分の好みでスタイルが良いことから、どうしてもセックスをしたいと思い、少くらい抵抗されても無理矢理姦淫しようと考えたなどという身勝手極まりないもので、何ら酌むべき点は認められない。犯行態様は、被害者の抵抗を少なくしようと、犯行現場に向かう途中で暴走族の知合いに電話をしたように装い、被害者の希望地まで送る振りをして、人氣が無く暗い鬱蒼とした林道に連行した上で、性体験がないから止めて欲しいと哀願し、必死に抵抗する被害者に暴行・脅迫を加えて、約 30 分間にわたって姦淫したという狡猾かつ悪質なものである。本件犯行が被害者に与えた恐怖感及び肉体的苦痛はもとより、男性経験のない被害者が被った精神的な打撃も大きいことが認められる。加えて被告人は、口止めをしようと本件犯行中に被害者の写真を撮った振りをしたり、犯行後も被害者と更に性的な関係を結ぼうとしつこく電話をかけ、写真をばらまく旨被害者の PHS にメッセージを送るなどしており、こうした被告人の行動により被害者が被った精神的な苦痛も無視できない。被害者及び被害者の母親が、捜査機関に対し被告人の厳重処罰を希望したのは当然である。以上の点などを考慮すると、被告人の刑事責任は相当に重い。

したがって、被害者の母親に対して 100 万円を支払って示談が成立し、同人は、裁判所に対し被告

人の寛大な処分を求めていること、本件の傷害の程度は全治まで約 1 週間であること、被害者が被告人と知り合ったその日に安易にドライブに行くことに応じたことが、被告人が被害者と性的交渉をもとうと決意するきっかけとなったことは認めないこと、被告人は本件を反省し、今後はいわゆるナンパもしないと誓っていること、被告人にはこれまで前科がないこと、被告人の母親及び妻が今後の被告人の監督を約束していること等被告人に有利な事情も認められるが、これらの事情を最大限考慮してもなお、刑事責任の重大性に鑑みると、執行猶予を付すべき事案とは認め難く、酌量減輕をした上で、主文の刑に処するのが相当である。

（求刑 不明）

〔検証〕 結論：事例 2 の実績値「懲役 2 年 6 月（実刑）」は妥当であったと解される。他方で、予測モデルについては、〔事例 1 の検証結果と同様に〕重みづけ（カテゴリースコア）のアップデートが必要であると考えられ、今後、令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。

本件は、被告人が、いわゆるナンパをしてドライブに誘った高校生である被害者（当時 17 歳）を無理やり姦淫し、その際全治まで約 1 週間を要する傷害を負わせたという事案である。本判決では、懲役 2 年 6 月の実刑を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを -1.830 と算出し、「執行猶予」であると判定した。

実績値と予測値が乖離した主な要因は、「犯行後の行為」に対する重視の度合い（重みづけ）の相違だと考えられる。本判決では、「被告人は、口止めをしようと本件犯行中に被害者の写真を撮った振りをしたり、犯行後も被害者と更に性的な関係を結ぼうとしつこく電話をかけ、写真をばらまく旨被害者の PHS にメッセージを送るなどしており、こうした被告人の行動により被害者が被った精神的な苦痛も無視できない」と言及しており、犯行後の執ような行動が被告人に不利な形で宣告刑に織り込まれたものと考えられる。それに対して、本予測モデルでは、このような行動についても「犯行後の行為」として被告人に不利となるよう織り込んでいるものの、だ

がその重みづけが本判決の重視の度合いに比べて軽かったのではないかと推察される。本件が「平成 10 年」の事案であったことを考慮に入れても、当時において執行猶予が選択されるのは 4 分の 1 程度の事例であったことから（図表 11 参照），実績値が妥当であったと解される。

よって、以上のことから、事例 2 の実績値「懲役 2 年 6 月（実刑）」は妥当であると解され、他方で、予測モデルについては、〔事例 1 の検証結果と同様に〕重みづけ（カテゴリースコア）のアップデートが必要であることから、今後、令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましいと解する。

**事例 3** 長野地判平成 29 年 12 月 4 日 LEX/DB25549148 【準強制わいせつ被告事件】

実績値：実刑（懲役 2 年）  
 予測値：執行猶予  
 サンプルスコア：-1.133

**【事案の概要】**

被告人は、長野市大字 α × × × 番地所在の b 病院に精神科医として勤務していたものであるが、自らが担当医を務めていた入院患者（被害者）が自閉症スペクトラムを患っており、かつ、同人の担当医（指導医）としてその退院を決定できることに乗じ、早期退院に必要な行為であるかのように装って同人にわいせつな行為をしようと考え、平成 27 年 12 月 20 日午後 9 時 28 分頃から同月 21 日午前零時 8 分頃までの間、埼玉県内、群馬県内又は

図表 11 強制性交等（強姦）致死傷罪の量刑の推移（平成 11 年～平成 30 年）



	【実刑】 1年以下		【全部執行猶予】 1年以下		【実刑】 2年以下		【全部執行猶予】 2年以下		【実刑】 3年以下		【全部執行猶予】 3年以下		5年以下		7年以下		7年超		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
平成11年	0	0.0	0	0.0	12	3.9	2	0.6	61	19.7	76	24.6	112	36.2	33	10.7	13	4.2	309	100.0
平成12年	0	0.0	0	0.0	7	2.7	0	0.0	64	24.2	47	17.8	91	34.5	34	12.9	21	8.0	264	100.0
平成13年	0	0.0	0	0.0	9	3.1	2	0.7	49	16.7	56	19.1	104	35.5	39	13.3	34	11.6	293	100.0
平成14年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	44	18.7	43	18.3	91	38.7	28	11.9	29	12.3	235	100.0
平成15年	0	0.0	0	0.0	4	1.4	0	0.0	57	19.9	36	12.6	124	43.4	32	11.2	33	11.5	286	100.0
平成16年	1	0.4	0	0.0	3	1.2	1	0.4	32	12.5	43	16.7	84	32.7	39	15.2	54	21.0	257	100.0
平成17年	0	0.0	0	0.0	1	0.5	0	0.0	23	11.2	26	12.6	74	35.9	38	18.4	44	21.4	206	100.0
平成18年	0	0.0	0	0.0	1	0.5	0	0.0	17	7.9	20	9.3	59	27.6	46	21.5	71	33.2	214	100.0
平成19年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	5.9	19	10.2	61	32.8	34	18.3	61	32.8	186	100.0
平成20年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	9.5	9	5.7	64	40.5	31	19.6	39	24.7	158	100.0
平成21年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	6.7	29	27.6	28	26.7	41	39.0	105	100.0
平成22年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.2	2	2.4	15	17.6	28	32.9	39	45.9	85	100.0
平成23年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	3.4	3	3.4	13	14.8	28	31.8	41	46.6	88	100.0
平成24年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	4.0	4	4.0	21	20.8	17	16.8	55	54.5	101	100.0
平成25年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	4.3	2	2.2	11	11.8	30	32.3	46	49.5	93	100.0
平成26年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.4	4	4.8	14	16.7	22	26.2	42	50.0	84	100.0
平成27年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.2	3	3.7	12	14.6	22	26.8	44	53.7	82	100.0
平成28年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.5	4	6.0	8	11.9	18	26.9	36	53.7	67	100.0
平成29年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.6	7	12.7	14	25.5	31	56.4	55	100.0
平成30年	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.8	4	7.0	12	21.1	17	29.8	23	40.4	57	100.0

注1) 表では、<10年以下>、<15年以下>、<20年以下>、<25年以下>、<30年以下>、<無期懲役>を、<7年超>にまとめた。  
 注2) 図と表では、【一部執行猶予】を省略した。  
 注3) 図では、<5年以下>、<7年以下>、<7年超>を省略した。

長野県内において、同人に対し、被告人が使用する携帯電話機からアプリケーションソフト「LINE」を利用して、「今夜診察した方がよければ、それが早期退院につながるかもですね。」「今夜どうしても自分と会って、どんな診察になっても最短で退院になるのを望むしか無いでしょうね」「産婦人科の検査をやらないと退院できない。」などとメッセージを送信し、または、通話した上で、同日午前零時20分過ぎ頃、前記b病院本館×階×病棟■において、被害者に対し、「ズボンを脱いで。」「パンツも脱いで。」などと言い、同人に早期退院に必要な行為であると誤信させて同人を抗拒不能の状態に陥らせ、同人の膣内に手指を挿入し、乳房をなめるなどし、もって人の抗拒不能に乗じてわいせつな行為をした。

#### 〔量刑の理由〕懲役2年（実刑）

長野地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のような理由を示した。

被告人は、被害者の担当医（指導医）として被害者の退院を決定できる立場と、被害者が早期の退院を望んでいることを利用して、早期の退院に必要な検査であるかのように装って、本件犯行に及んだもので、欲求本位の身勝手に卑劣な犯行である。犯行態様は、膣内に指を入れたり、乳房を直接なめるなどしたというものであり、計画性が強いものではないことや、比較的短時間であったと推察されることを考慮しても、比較的悪質な部類に属するものといえる。被害者は、担当医として信頼していた被告人からわいせつ行為を受け、大きな精神的苦痛を被っただけでなく、本件当時未成年であった被害者の人格形成に悪影響を及ぼしかねないといえる。被害者の処罰感情は厳しい。また、被告人は、前記のとおり不合理な弁解に終始しており、これまで被害者に対する慰謝の措置はとられていない。

以上に鑑みると、被告人に前科がないことなど被告人のために酌むことのできる事情を十分に併せ考慮しても、被告人を主文の刑に処するのが相当である。

（求刑 懲役3年）

〔検証〕結論：事例3の実績値「懲役3年（実刑）」は妥当であると解される。他方で、予測モデルについては、「（1-①）被害者との関係（加害者の立場）」でのカテゴリ設定の見直しが必要であり、そして今後、（カテゴリを再設定した上で）令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。

本件は、被告人は、自閉症スペクトラムを患って入院している被害者に対して、担当医（指導医）として被害者の退院を決定できる立場と、被害者が早期の退院を望んでいることを利用して、早期の退院に必要な検査であるかのように装って、抗拒不能に乗じてわいせつな犯行をしたという事案である。本判決では、懲役3年の求刑に対して、懲役2年の実刑を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを-1.133と算出し、「執行猶予」とであると判定した。

実績値と予測値が乖離した主な要因は、「地位・立場利用型」の犯行に対する重視の度合い（重みづけ）の相違だと考えられる。本判決では、「被告人は、被害者の担当医（指導医）として被害者の退院を決定できる立場と、被害者が早期の退院を望んでいることを利用して、早期の退院に必要な検査であるかのように装って、本件犯行に及んだもので、欲求本位の身勝手に卑劣な犯行である」〔傍点は筆者による〕と断じた上、「被害者は、担当医として信頼していた被告人からわいせつ行為を受け、大きな精神的苦痛を被っただけでなく、本件当時未成年であった被害者の人格形成に悪影響を及ぼしかねない」としていることから、「地位・立場利用型」の犯行であることを重視しているのは明白である。それに対して、本予測モデルでは、「（1-①）被害者との関係（加害者の立場）」の量刑因子（アイテム）で関係性についても見ているものの、「地位・立場利用型」のカテゴリ設定が十分ではなかったことから、本判決の重視の度合いを織り込めていなかったと考えられる。

以上のことから、事例3の実績値「懲役3年（実刑）」は妥当であると解され、他方で、予測モデルについては、「（1-①）被害者との関係（加害者の立場）」でのカテゴリ設定については見直しが必要であり、そして今後、（カテゴリも再設定した上で）令和年間の事例を追加

して、再分析することが望ましいと解する。

#### 事例 4 和歌山地判平成 27 年 1 月 26 日 LEX/DB25505734

##### 【強制わいせつ被告事件】

実績値：実刑（懲役 2 年）

予測値：執行猶予

サンプルスコア：-1.180

##### 【事案の概要】

被告人は、被害者（当時 21 歳）に強いてわいせつな行為をしようと考え、平成 26 年 9 月 26 日午後 11 時頃から同月 27 日午前 1 時過ぎ頃までの間、和歌山市 α×××番地の×所在の民家から南方約 100 メートル先の雑賀崎台駐車場に駐車中の自動車内において、同人に対し、抱きつきながら接吻し、その右手をつかんで自己の陰茎を触らせ、同人が着用していたトレーナーをまくり上げてブラジャーを外した上、その身体に覆い被さりながら乳房を揉んで舐めるなどし、もって強いてわいせつな行為をしたものである。

##### 【量刑の理由】懲役 2 年（実刑）

和歌山地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のよう  
な理由を示した。

本件は、当時、和歌山県警察の警察官であった被告人が、勤務終了後の夜間、同じ警察署に所属する後輩の警察官である被害者をドライブに誘い出し、自動車内において、わいせつ行為に及んだ事案である。

本件におけるわいせつ行為は、夜間人気のない駐車場の自動車内において、被害者に対し、何度も接吻し、着衣の上から乳房を揉んだだけでなく、自己の陰茎を触らせ、トレーナーをまくり上げてブラジャーを外し、直接乳房を揉んでなめるとい  
う、強度、かつ、執拗なものである。そして、本件において特に考慮すべきは、被告人と被害者との間柄であり、警察官はその職制上、上官の指揮命令を受けて、事務を執行するという強い上意下達  
の関係にあり、被害者において、10 年程先輩の

警察官である、被告人に抵抗することは、心理的に困難な状況にあったもので、被告人は、このような地位を利用して、夜間人気のない場所まで、被害者を誘い出し、本件犯行に及んでいるものである。したがって、暴力行為や脅迫行為という典型的な意思抑圧行為はなかったとはいえ、被害者が精神的に強く抗いがたい状況にあったことは疑いがなく、このことも踏まえると、本件の犯行態様は強制わいせつ事案の中でも相当に悪質であり、実際に被害者が受けた精神的苦痛も大きく、処罰感情が厳しいことも当然である。

これに対し、弁護人は、被害者は、被告人との間で、本件の約 1 週間前から LINE のメールのやり取りをしており、その中には、被告人に対し、好意を抱いていると思わせる内容があり、本件当日も、被害者が、被告人からのドライブの誘いを断らず、自動車内や人気の少ない灯台で、被告人と深夜 2 人で居たのに、わいせつ行為を受けるまで嫌がる素振りを見せなかったのであるから、本件被害を受けたことについて、被害者にも軽率さがある旨指摘し、このことは被告人にとって有利に斟酌すべきである旨主張する。しかしながら、被害者と被告人との間のメールを見ても、被告人から被害者への好意を示すメールに対し、被告人の機嫌を損ねないような内容を返信していたものが主であり、本件のような性的な接触行為を許容すると解釈されるようなものではないばかりか、本件のきっかけとなった、夜間のドライブの誘いに対しては、寝るつもりです、お風呂に入ってしまった、髪の毛とかボサボサなんで無理です、というように被害者において、婉曲ではあるが拒絶の意思を示していることは明らかな内容もある。にもかかわらず被害者が被告人の誘いに応じたのは、警察特有の上下関係から上司に当たる被告人の機嫌を損ねてはいけないという気持ちを抱いたことに加え、警察官である被告人が、無理やりわいせつ行為をすることは思っていなかったという、警察官である被告人に対する信頼からであり、これをもって被害者の行為が軽率であったとは評価できず、このような弁護人の挙げる事情は、被告人に

とって有利に斟酌することはできない。

このように、本件のわいせつ行為の内容や、動機、経緯において、職場の特性や上司という立場を悪用していることも考慮すると、被告人の刑事責任は重く、刑の執行を猶予することもあり得る事案ではあるが、当然に執行猶予を選択できる事案ではない。

そうすると、被告人は、当初は本件犯行を否認していたものの、後に犯行を認め、謝罪文を作成する等して反省の態度を示し、被害者も謝罪文を受け取っていること、被害者に対し示談の申入れをし、拒絶されたものの、慰謝料200万円及びその遅延損害金を供託していること、懲戒免職処分及び退職金の不支給処分を受ける等、一定の社会的制裁を受けていること、もとより、前科はなく、公判廷に被告人の父が出廷し、被告人の監督を誓っていること、被告人の再就職先が決まっており、養うべき2人の幼い子がいること等、被告人に有利な事情を最大限斟酌しても、示談が成立しておらず、被害者の宥恕が得られていない本件においては、主文のとおりの実刑に処することはやむを得ないと判断した。

(求刑 懲役3年)

【検証】結論：事例4の実績値「懲役3年（実刑）」は妥当であると解される。他方で、予測モデルについては、【事例3と同様に】「(1-①)被害者との関係(加害者の立場)」でのカテゴリ設定の見直しが必要であり、そして今後、(カテゴリを再設定した上で)令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。

本件は、和歌山県警察の警察官であった被告人が、勤務終了後の夜間、同じ警察署に所属する後輩の警察官である被害者(当時21歳)をドライブに誘い出し、自動車内において、わいせつ行為に及んだという事案である。本判決では、懲役3年の求刑に対して、懲役2年の実刑を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを-1.180と算出し、「執行猶予」であると判定した。

実績値と予測値が乖離した1つの要因は、【事例3と

同様に】「地位・立場利用型」の犯行に対する重視の度合い(重みづけ)の相違だと考えられる。本判決では、本件において特に考慮すべきこととして、「被告人と被害者との間柄であり、警察官はその職制上、上官の指揮命令を受けて、事務を執行するという強い上意下達の関係にあり、被害者において、10年程先輩の警察官である、被告人に抵抗することは、心理的に困難な状況にあったもので、被告人は、このような地位を利用して、夜間人気のない場所まで、被害者を誘い出し、本件犯行に及んでいる」としており、「本件のわいせつ行為の内容や、動機、経緯において、職場の特性や上司という立場を悪用していることも考慮すると、被告人の刑事責任は重く、刑の執行を猶予することもあり得る事案ではあるが、当然に執行猶予を選択できる事案ではない」【傍点は筆者による】と断じていることから、「地位・立場利用型」の犯行であることを重視しているのは明白である。それに対して、本予測モデルでは、「(1-①)被害者との関係(加害者の立場)」の量刑因子(アイテム)において「勤務先関係」という形で関係性も見ているものの、「地位・立場利用型」のカテゴリ設定が十分ではなかったことから、本判決の重視の度合いを織り込めていなかったと考えられる。

また、もう1つの要因は、「示談の未成立」に対する重視の度合い(重みづけ)の相違だと考えられる。本判決では、「示談が成立しておらず、被害者の宥恕が得られていない本件においては、主文のとおりの実刑に処することはやむを得ない」と言及していることから、「示談の未成立」を重視していることは明白である。それに対して、本予測モデルでは、それを基準に組み込んでいたものの、そのカテゴリの重みづけ(カテゴリスコア)については本判決に比べると軽かったのではないかと推察され、p値などの見る限りさらにサンプルを増やして再分析する余地があるように思われる。

以上のことから、事例4の実績値「懲役3年(実刑)」は妥当であると解され、他方で、予測モデルについては、【事例3と同様に】「(1-①)被害者との関係(加害者の立場)」でのカテゴリ設定については見直しが必要であり、そして今後、(カテゴリを再設定した上で)令和年間の事例を追加し、再分析することが望ましいと解する。

**事例 5** 大分地判平成 26 年 10 月 3 日 LEX/DB25505045 【強制わいせつ致傷被告事件】

実績値：実刑（懲役 2 年 6 月）

予測値：執行猶予

サンプルスコア：-1.792

【事案の概要】

被告人は、若い女性に対し無理矢理わいせつな行為をしようと企て、約 1 時間にわたり、自動車を運転しながら女性を探していたところ、歩行中の被害者（当時 27 歳）を発見した。被告人は、被害者を襲おうと決意し、同人を自動車で追跡し、大分市大字 α × × × × 番 × × の駐車場に入ったところ、同人は停めてあった自動車に乗り込んだ。

被告人は、被害者が乗り込んだ自動車の運転席ドアを開けて乗り込み、平成 26 年 3 月 11 日午後 6 時 59 分頃から同日午後 7 時 10 分頃までの間、助手席ドアから逃げようとした同人の髪を掴んで引っ張りながら「お前はもう逃げられんのか。」などと言い、背後から覆い被さって左手で顔を覆い、頭部及び顔面を右手拳で数回殴り、「そのまま死ぬ。」などと申し向けながら両手で首を締めるなどの暴行脅迫を加え、その反抗を抑圧し、着衣の中に手を差入れて右乳房を揉み、タイツの上から陰部を触るなどして、強いてわいせつな行為をしたが、その際、同人に全治約 1 週間に要する右顔面の打撲傷、口唇裂傷、頸部擦過傷、右胸部皮下血腫、顔面擦過傷の傷害を負わせた。

【量刑の理由】懲役 2 年 6 月（実刑）

大分地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のような理由を示した。

被告人は、約 1 時間にわたって若い女性を探した上、被害者を見つけるや、車内に乗り込み、約 11 分間にわたり、容易に逃げられない状況下で、抵抗する被害者の顔や頭を何回も殴り、「そのまま死ぬ。」などと申し向けながら両手で跡が残るほど強く首を締めるまでして、わいせつな行為に及

んだものであって、犯意は強固であり、犯行態様は執拗かつ危険である。被害者に与えた精神的被害は大きい。

そうすると、弁護人が指摘する量刑傾向を踏まえ、被告人がしたわいせつ行為が同種事案の中では特に悪質なものとまではいえないこと、被害者に 200 万円を支払い、被告人が釈放されれば大分県外に転居すると約束して示談が成立していること、被告人に前科がないことなどを有利に考慮しても、本件は被告人を主文の実刑に処すべき事案であると判断した。

なお、弁護人は、被告人は極限的な精神状態において本件犯行に及んだと主張するが、被告人は犯行の実現に向けて目的に沿った行動をしており、その精神状態が、量刑上酌むべきほど悪化していたとはいえない。

（求刑 懲役 3 年 6 月）

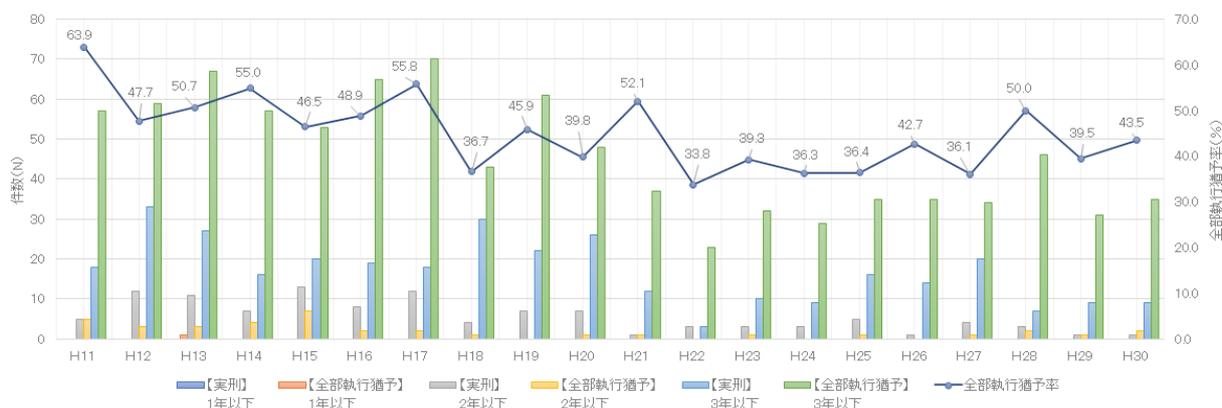
【検証】結論：事例 5 は予測モデルによって判定した「執行猶予」が妥当であり、「実刑」という判断については「外れ値事例」であったと解される。

本件は、被告人が約 1 時間にわたって若い女性を探した上、被害者（当時 27 歳）を見つけるや、車内に乗り込み、約 11 分間にわたり、容易に逃げられない状況下で、抵抗する被害者の顔や頭を何回も殴り、「そのまま死ぬ。」などと申し向けながら両手で跡が残るほど強く首を締めるまでして、わいせつな行為に及んだという事例である。本判決では、懲役 3 年 6 月の求刑に対して、懲役 2 年 6 月の実刑を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを-1.792 と算出し、「執行猶予」であると判定した。

事例 5 については、実績値と予測値が乖離した要因の特定が難しい。1つの要因として推察されるのは、全治約 1 週間の傷害に関する重視の度合い（重みづけ）の相違だが、本予測モデルでの「傷害：全治 2 週間以内」のカテゴリースコア（0.128）が顕著に低すぎるといえるように思われる。

また、もう 1 つの要因として推察されるのは、本予測モデルにおいて量刑傾向の変化が織り込めていないこと

図表 12 強制わいせつ致死傷罪の量刑の推移（平成 11 年～平成 30 年）



	【実刑】 1年以下		【全部執行猶予】 1年以下		【実刑】 2年以下		【全部執行猶予】 2年以下		【実刑】 3年以下		【全部執行猶予】 3年以下		5年以下		7年以下		7年超		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
平成11年	0	0.0	0	0.0	5	5.2	18	18.6	57	58.8	12	12.4	4	4.1	0	0.0	0	0.0	97	100.0
平成12年	0	0.0	0	0.0	12	9.2	3	2.3	33	25.4	59	45.4	19	14.6	4	3.1	0	0.0	130	100.0
平成13年	0	0.0	1	0.7	11	7.9	3	2.1	27	19.3	67	47.9	23	16.4	5	3.6	3	2.1	140	100.0
平成14年	0	0.0	0	0.0	7	6.3	4	3.6	16	14.4	57	51.4	20	18.0	3	2.7	4	3.6	111	100.0
平成15年	0	0.0	0	0.0	13	10.1	7	5.4	20	15.5	53	41.1	24	18.6	7	5.4	5	3.9	129	100.0
平成16年	0	0.0	0	0.0	8	5.8	2	1.5	19	13.9	65	47.4	27	19.7	11	8.0	5	3.6	137	100.0
平成17年	0	0.0	0	0.0	12	9.3	2	1.6	18	14.0	70	54.3	20	15.5	2	1.6	5	3.9	129	100.0
平成18年	0	0.0	0	0.0	4	3.3	1	0.8	30	25.0	43	35.8	24	20.0	12	10.0	6	5.0	120	100.0
平成19年	0	0.0	0	0.0	7	5.3	0	0.0	22	16.5	61	45.9	28	21.1	8	6.0	7	5.3	133	100.0
平成20年	0	0.0	0	0.0	7	5.7	1	0.8	26	21.1	48	39.0	27	22.0	8	6.5	6	4.9	123	100.0
平成21年	0	0.0	0	0.0	1	1.4	1	1.4	12	16.4	37	50.7	10	13.7	4	5.5	8	11.0	73	100.0
平成22年	0	0.0	0	0.0	3	4.4	0	0.0	3	4.4	23	33.8	22	32.4	9	13.2	8	11.8	68	100.0
平成23年	0	0.0	0	0.0	3	3.6	1	1.2	10	11.9	32	38.1	22	26.2	10	11.9	6	7.1	84	100.0
平成24年	0	0.0	0	0.0	3	3.8	0	0.0	9	11.3	29	36.3	19	23.8	13	16.3	7	8.8	80	100.0
平成25年	0	0.0	0	0.0	5	5.1	1	1.0	16	16.2	35	35.4	28	28.3	7	7.1	7	7.1	99	100.0
平成26年	0	0.0	0	0.0	1	1.2	0	0.0	14	17.1	35	42.7	13	15.9	12	14.6	7	8.5	82	100.0
平成27年	0	0.0	0	0.0	4	4.1	1	1.0	20	20.6	34	35.1	30	30.9	5	5.2	3	3.1	97	100.0
平成28年	0	0.0	0	0.0	3	3.1	2	2.1	7	7.3	46	47.9	28	29.2	3	3.1	6	6.3	96	100.0
平成29年	0	0.0	0	0.0	1	1.2	1	1.2	9	11.1	31	38.3	21	25.9	9	11.1	7	8.6	81	100.0
平成30年	0	0.0	0	0.0	1	1.2	2	2.4	9	10.6	35	41.2	22	25.9	10	11.8	4	4.7	85	100.0

注1) 表では、<10年以下>、<15年以下>、<20年以下>、<25年以下>、<30年以下>、<無期懲役>を、<7年超>にまとめた。  
 注2) 図と表では、【一部執行猶予】を省略した。注3) 図では、<5年以下>、<7年以下>、<7年超>を省略した。

拙稿「変数増減法を用いた性犯罪の執行猶予の選択基準に関する量刑予測モデル」地域論叢 36号（2021年）52頁。

であるが、だが図表 12 に示したように、平成 21 年から平成 30 年までの強制わいせつ致死傷罪の全部執行猶予率は、それ以前に比べると若干低下しているものの大きな変化が生じているわけではない。

本判決では、「護人が指摘する量刑傾向を踏まえ、被告人がしたわいせつ行為が同種事案の中では特に悪質なものとまではいえないこと、被害者に 200 万円を支払い、被告人が釈放されれば大分県外に転居すると約束して示談が成立していること、被告人に前科がないこと」などを認めているが、この点、本予測モデルでも、これらの量刑因子（アイテム）は基準に組み込まれていることから、本予測モデルの問題性は見えてこない。

以上のことから、事例 5 は予測モデルによって判定した「執行猶予」が妥当であり、「実刑」という判断については「外れ値事例」であったと解される。

**事例 6** 神戸地判平成 17 年 9 月 16 日 LEX/DB25410659【強制わいせつ被告事件】

実績値：実刑（懲役 1 年）  
 予測値：執行猶予  
 サンプルスコア：-1.417

**【事案の概要】**

被告人及び死亡前の相被告人 A（以下、「A」という。）は、かつての部下であり、本件当時も同じ C 県庁に勤めていた被害者（当時 28 歳）に対し、強いてわいせつな行為をしようとして、共謀の上、平成 16 年 2 月 6 日午前 0 時過ぎころから同日午前 4 時ころまでの間、C 県 a 市 b 町 c 番 d 所在の De 号の A 方において、

1 同女に対し、被告人及び A が、乳房を見せるよう要

求し、被告人が、同女に近づき同女の着衣を脱がせようとするとともに、A が、「脱がされるのが嫌だったら、自分で脱ぐように。」「時間もないし、さっさと脱げや。」などと強い口調で言って、もしこれに応じなければ力づくでも着衣を脱がせるような氣勢を示して脅迫し、同女をしてやむなく自ら着衣を脱がせて上半身を裸にさせ、さらに、A が、いきなり同女の乳房を触り出し、「やめて下さい。」などと言って体をねじったり、被告人らの手を払いのけようとする同女に対し、被告人及びA が、同女の手を押しつけ、A が、「うるさい。」「じっとしとけ。」などと強い口調で言い、同女のベルトの腰付近をつかむなどの暴行・脅迫を加えた上、こもごも同女の乳房をもむなどしてもてあそび

2 次いで、A が、同女に対し、ズボンを脱ぐよう要求し、被告人が、同女のベルトのバックルをつかんでこれを外そうとする暴行を加えた上、A が、「外せないみたいやから、自分で脱いで。」「上も脱いだんやから、下も脱いでも変わらんやろ。」などと強い口調で言い、もしこれに応じなければ同女に危害を加えかねない氣勢を示して脅迫し、同女をしてやむなく自らズボンを脱がせた上、同女のパンツに手をかけてこれをずり下げて脱がそうとし、さらに、同女の両手首をガウンの腰ひもで後ろ手にくくる暴行を加えて、背後から乳房をもむなどしてもてあそび

3 その後、着衣の上こたつに入って横になっていた同女に対し、被告人が、手で同女の肩を抑え付けて強いて接ぶんし、さらに、同女の手をつかんで着衣の上から陰茎に触れさせたり、同女のパンツの中に手を差し入れるなどし、次いで、被告人及びA が、こもごも抵抗する同女の着衣の下に手を差入れて乳房をもむなどしてもてあそび

もって、強いてわいせつな行為をした。

#### 〔量刑の理由〕懲役1年（実刑）

神戸地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のような理由を示した。

本件は、被告人らが、Aの自宅マンションに呼び出した被害者に対し、その意に反して乳房を触るなどした強制わいせつの事案である。

被告人らは、判示のとおり、被害者に対し、長時間にわたって、断続的にわいせつ行為をし、特にリビングルームにおいては、被害者の上半身を裸にさせ、こもごも被害者の乳房を触ったりもんだりした上、さらにはズボンまで脱がせるなど、欲求の赴くままに、わいせつ行為をエスカレートさせており、犯行態様は悪質である。

被害者は、繰り返し「嫌です。」などと抵抗する姿勢をみせながら、被告人らがほとんどこれを意に介さなかったため、結局は、当時も同じ県庁に勤めており、かつ元上司であった被告人らから、後日嫌がらせを受けることをも恐れ、被告人らの言いなりにならざるを得なかったのであって、被害者の受けた恐怖感、屈辱感などの精神的苦痛には、多大なものがあったと推察される。

にもかかわらず、被告人は、当初から、被害者の関係者や県庁関係者らに対し、被害者を触ったことは一切ないなどと虚偽の事実を申告し、捜査段階において、いったんは罪を認めたものの、公判廷においては、被害者にわいせつ行為を強制したことはなく、むしろ進んでそのような行為に応じたなどと不合理な弁解に終始し、本件について内省を深めていない上、事件から1年半以上経った現在においても、被害者に対する謝罪等慰藉の措置は、何らなされていない。

以上の事情に照らせば、被告人の刑事責任は重いとわざるを得ない。

これに対し、本件においては、上記のとおり、被害者が、その立場上、被告人らに抵抗することが困難な心理状態にあったとはいえ、強制の程度は、この種事犯としては、必ずしも強度のものとはまではいえないこと、計画的な犯行とは認められないこと、被告人は、県庁職員として、長年にわたり、まじめに稼働していたこと、本件により、職を失う可能性が極めて高いこと、前科がないこと、本件により、9か月以上身柄拘束されていたことなど、被告人のために酌むべき事情も認められるが、上記の事情、特に、本件犯行態様の悪質さや、被告人が、犯行後、自己の罪責を逃れることに汲々としており、被害者に対する謝罪などは一

切なされていないことなどの事情に照らせば、本件は執行猶予を付すのが相当な事案とは認められず、主文の実刑は免れない。

(求刑 懲役 2 年)

〔検証〕結論：事例 6 の実績値「懲役 1 年（実刑）」は妥当であると解される。他方で、予測モデルについては、〔事例 3, 4 と同様に〕「(1-①) 被害者との関係（加害者の立場）」でのカテゴリ設定の見直しが必要であり、そして今後、（カテゴリも再設定した上で）令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。

本件は、被告人らが、当時県庁の部下であった被害者（当時 28 歳）を〔死亡前の相被告人であった〕A の自宅マンションに呼び出し、その意に反して乳房を触るなどして、わいせつな行為に及んだという事例である。本判決では、懲役 2 年の求刑に対して、懲役 1 年の実刑を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを -1.417 と算出し、「執行猶予」であると判定した。

実績値と予測値が乖離した 1 つの要因は、〔事例 3, 4 と同様に〕「地位・立場利用型」の犯行に対する重視の度合い（重みづけ）の相違だと考えられる。本判決では、「被害者は、繰り返し『嫌です。』などと抵抗する姿勢をみせながら、被告人らがほとんどこれを意に介さなかったため、結局は、当時も同じ県庁に勤めており、かつ元上司であった被告人らから、後日嫌がらせを受けることをも恐れ、被告人らの言いなりにならざるを得なかった」〔傍点は筆者による〕としており、「地位・立場利用型」の犯行であることを重視していることが伺える。それに対して、本予測モデルでは、「(1-①) 被害者との関係（加害者の立場）」の量刑因子（アイテム）において「勤務先関係」という形で関係性も見ているものの、「地位・立場利用型」のカテゴリ設定が十分ではなかったことから、本判決の重視の度合いを織り込めていなかったと考えられる。

また、もう 1 つの要因は、「謝罪なし」に対する重視の度合い（重みづけ）の相違だと考えられる。本判決では、「上記の事情、特に、本件犯行態様の悪質さや、被告人が、犯行後、自己の罪責を逃れることに汲々としており、被害者に対する謝罪などは一切なされていないこ

となどの事情に照らせば、本件は執行猶予を付すのが相当な事案とは認められず、主文の実刑は免れない」〔傍点は筆者による〕と言及しており、「謝罪なし」を重視していることは明白である。それに対して、本予測モデルでは、それを基準に組み込んでいるものの、そのカテゴリの重みづけ（カテゴリスコア）については本判決に比べると軽かったのではないかと推察され、p 値などを見る限り、さらにサンプルを増やして再分析する余地があるように思われる。

以上のことから、事例 6 の実績値「懲役 1 年（実刑）」は妥当であると解される。他方で、予測モデルについては、〔事例 3, 4 と同様に〕「(1-①) 被害者との関係（加害者の立場）」でのカテゴリ設定の見直しが必要であり、そして今後、（カテゴリも再設定した上で）令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましいと解する。

**事例 7** 大阪地判平成 5 年 3 月 25 日 LEX/DB28025103 【強制わいせつ、特別公務員暴行陵虐被告人事件】

実績値：実刑（懲役 1 年）  
 予測値：執行猶予  
 サンプルスコア：-1.268

#### 〔事案の概要〕

被告人甲は、昭和 48 年に警察官となり、昭和 60 年 4 月から平成 4 年 12 月 10 日まで大阪府警察本部地域部第 4 方面機動警ら隊に勤務する司法警察員巡査であったもの、被告人乙は、昭和 59 年に警察官となり、平成 2 年 10 月から平成 4 年 12 月 10 日まで同機動警ら隊に勤務する司法巡査であったもので、平成 4 年 4 月からは被告人甲が車長、同乙が乗務員として警ら用無線自動車に同乗し、犯罪の予防・検挙等の警ら活動に従事していたものであるが、被告人甲は、同年夏ころから、シンナーを吸引して深夜徘徊しているような少女であれば、親等に知らされたくないというその弱みに付け込み、所持品検査を装ってその胸に触るなどすることができるのではないかと考えるようになり、相勤者である被告人乙を引き込むため、同人に対し最三にわたり「シンナーぼけの女の子のおっぱいを 2, 3 回触ったことがある。」などと嘘を言う

などしてその興味を引くようにしたため、被告人乙も、ためらいを感じつつも機会があれば被告人甲と1 緒に若い女性の胸に触ってみたいと考えるようになった。そして、被告人兩名は、平成4年12月7日午前2時30分ころ、警察官の制服を着用の上、警ら用無線自動車に乗車し、警ら隊本部を出発して警ら勤務についたが、その際、運転席の被告人甲が、助手席の被告人乙に対し、シンナーを吸った少女がいたら所持品検査を装ってその乳房を触るなどするという意味で、「おったら分かっているな。」と言い、被告人乙もその意味を了解して「分かっています。」などと答えた。その後被告人兩名は、同日午前3時ころ、大阪府東大阪市菱屋東付近道路を走行中、前方に停車中の自動二輪車等が逃げ出すようにして発進したため追尾しようとしたところ、その運転者がシンナーの入っていると思われるジュース缶様のものを口に近づけていたほか、そのそばにいた被害者（当時15歳）が自転車で走り出すのを認めたため、同女もシンナーを吸っているものと考え、被告人甲において「あの女いこう。」などと言いながら同女の運転する自転車を追尾した。

被告人兩名は、平成4年12月7日午前3時ころ、大阪府東大阪市菱屋東●丁目●番●●号付近路上において、自転車で走行中の被害者に停止を求め、同女を前記警ら用無線自動車後部座席に乗車させるなどして職務質問等を実施したところ、同女がシンナー入りジュース缶を所持しているのを発見したことから、所持品検査に名を借りて、同女に強いてわいせつの行為をして陵虐しようと思いを相通じ、被告人甲が同車両を運転し、被告人乙が同車の後部座席に座っている同女の左側に乗車して同所から同車両を発進させ、同車両内において、被告人甲が同女に対し「警察行くか。すぐそこやで。」などと申し向けながら、同市吉田春日●●番地の●にある南松本駐車場まで走行して同所に連れ込み、同日午前3時10分ころから同30分ころまでの間、同所に駐車した同車両内及びその付近において、同女に対し、こもごも「調べるから服を脱いでくれ。」「ブラジャーのホックをはずせ。」などと申し向け、同女をしてその意に反してコート及びシャツを脱がせ、被告人甲が同女のブラジャーを取り外すなどしながらその乳房を右手更には左手で揉み、あるいは舐め、更に同女に接吻するなどし、被告人乙が同女の乳房を左手で揉むなどの暴行を加えてこもごも同女を

もてあそび、もって同女に対し、強いてわいせつの行為をするとともに、陵虐の行為をしたものである。

#### 〔量刑の理由〕懲役1年（実刑）

大阪地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のような理由を示した。

本件は、現職の警察官であった被告人兩名が、職務遂行のさなかにその職権を悪用して被害者にわいせつの行為を加え、陵虐の行為をしたというものであって、当時被告人兩名とも制服を着用していたこと及び犯行場所が一旦緩急あれば一般市民の抛り所となるべき警ら用無線自動車（パトカー）内等であったことをも考慮すれば、あり得べからざる事案であるというほかはない。

被告人兩名は、自己の欲望や好奇心を満たすため、当初から機会があればわいせつの行為に及ぶ意図をもって警ら勤務についた上、非行を親や学校等に知られたくないという被害者の弱みに付け込み、被害を申告されることはないであろうという見込みの下に、羞恥心から涙を流している被害者を執拗にもてあそんだものであって、その動機に酌量の余地はなく、犯行態様も悪質である。

また、本件犯行は、15歳の被害者に対し多大な屈辱感を味あわせるなど著しい肉体的、精神的苦痛を与えたにとどまらず、一般市民の警察に対する信頼を損ない、日夜精勤する多くの警察官の士気にも影響を及ぼしたと思われるのであって、その結果もまた重大である。

したがって、被告人兩名について、被害者に対しそれぞれ金30万円を支払って示談が成立し、被害者の父親の嘆願書が提出されていること、現在では被告人兩名とも本件犯行を深く反省し、今後は真面目に働いていくと申し述べ、その妻、父親もしくは雇い主が被告人らの今後の監督を約束していること、被告人らは既に懲戒免職処分を受けるなど、社会的制裁も受けていると認められること、被告人らに前科・前歴がないことなどの有利な事情を十分に斟酌しても、なお被告人兩名ともに厳しい非難を免れず、実刑に処するのが相当で

ある。

ところで、被告人甲は、先輩として相勤者である被告人乙を指導する立場にありながら、かねてより本件に類似する行為を行うとともに、被告人乙の興味を引くような言動を繰り返して同人を引き入れた上、本件犯行においても主導的役割を果たしていること、本件犯行の際も、繰り返し被害者をもてあそび、あるいは卑猥な言葉を投げ掛けるなどしており、被害者に対する憐憫の情がうかがえないことなどに鑑みれば、その刑責は特に重いとわなければならない。現在では、懲戒免職処分を受けた結果、月賦契約で購入し、居住している土地・家屋も手放さざるを得なくなっていることなどの事情を更に参酌しても、主文の刑を免れない。

また、被告人乙についても、警ら勤務の相勤者として当然被告人甲の違法な行為を監視し、これを抑止すべき立場にあったのに、本件に至るまでの前記被告人甲の行動を黙認又は放置したばかりか、本件犯行においては当初から共犯者として行動しているのであって、本件犯行の特質、ひいてはそのもたらした影響の大きいことなどに照らし、その責任は本質的に被告人甲と変わらないといえるべきである。しかしながら、他方、被告人乙については、前記の有利な情状に加え、本件犯行に至る経緯から一貫して従属的立場にあったものであり、本件犯行においても、そのわいせつの行為の程度は被告人甲に比べれば軽かったといえることなどの酌むべき事情もあるので、これに被告人甲との職務上の地位の相違等一切の事情を考慮して、主文の刑に処するのが相当である。

(求刑 不明)

〔検証〕結論：事例7の実績値「懲役1年（実刑）」は妥当であると解される。他方で、本予測モデルについては、〔事例3, 4, 6と同様に〕「(1-①)被害者との関係(加害者の立場)」でのカテゴリ設定の見直しが必要であり、そして今後、(カテゴリも再設定した上で)令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。

本件は、司法警察員巡査である被告人が、自転車で行中の被害者(当時15歳)に停止を求め、同女を前記警ら用無線自動車後部座席に乗車させるなどして職務質問等を実施したところ、所持品検査に名を借りて、被害者に強いてわいせつの行為をして陵虐しようとし、駐車場に駐車した同車両内において、被害者に対し、その意に反してコート及びシャツを脱がせ、乳房を左手で揉むなどの暴行を加えてこもごももてあそび、もって被害者に対し、強いてわいせつの行為をするとともに、陵虐の行為をしたという事例である。本判決では、懲役1年の実刑を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを-1.268と算出し、「執行猶予」であると判定した。

実績値と予測値が乖離した主な要因は、〔事例3, 4, 6と同様に〕「地位・立場利用型」の犯行に対する重視の度合い(重みづけ)の相違だと考えられる。本判決では、「現職の警察官であった被告人兩名が、職務遂行のさなかにその職権を悪用して被害者にわいせつの行為を加え、陵虐の行為をしたというものであって、当時被告人兩名とも制服を着用していたこと及び犯行場所が一旦緩急あれば一般市民の抛り所となるべき警ら用無線自動車(パトカー)内等であったことをも考慮すれば、あり得べからざる事案であるというほかはない」〔傍点は筆者による〕、「本件犯行は、15歳の被害者に対し多大な屈辱感を味あわせるなど著しい肉体的、精神的苦痛を与えたにとどまらず、一般市民の警察に対する信頼を損ない、日夜精勤する多くの警察官の士気にも影響を及ぼしたと思われるのであって、その結果もまた重大である」〔傍点は筆者による〕など、「地位・立場利用型」の犯行であることを重視しているのは明白である(特別公務員暴行陵虐罪〔刑法195条1項〕も成立し、観念的競合の処理がなされている。)

「量刑の理由」の3段落目(「したがって」以下)で、「被告人兩名について、…〔中略〕…などの有利な事情を十分に斟酌しても、なお被告人兩名ともに厳しい非難を免れず、実刑に処するのが相当である」と言及しており、被告人らの個別的な情状に言及する前に「実刑」であることを明言している。それに対して、本予測モデルでは、「(1-①)被害者との関係(加害者の立場)」の量刑因子(アイテム)において、「地位・立場利用型」

の 카테고리設定が十分ではなかったことから、本判決の重視の度合いを織り込めていなかったと考えられる。

以上のことから、事例7の実績値「懲役1年（実刑）」は妥当であると解され、他方で、予測モデルについては、〔事例3, 4, 6と同様に〕「(1-①)被害者との関係（加害者の立場）」でのカテゴリ設定の見直しが必要であり、そして今後、（カテゴリも再設定した上で）令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましいと解する。

### 3. 4. 2 サンプルスコアが 1.13 を上回った事例（実績値が予測値に比べて軽かった事例）

**事例8** 前橋地判平成24年9月11日 LEX/DB25482971【強姦被告事件】

実績値：執行猶予（懲役3年・全部執行猶予5年）  
 予測値：実刑  
 サンプルスコア：0.264

#### 【事案の概要】

被告人は、かねてから性交渉の経験のない女子中高生と性交したいと思っていたところ、インターネットの交流サイトを通じて知り合った女子中学生B（当時12歳）が性交渉の経験のない中学生であることを知ってBと性交したいと考え、メールをやり取りする中で「好き」「かわいい」などと伝えてBの気を引き会う約束をさせ、平成24年1月22日午後零時30分頃から同日午後5時頃までの間、群馬県桐生市<以下略>所在のホテル「a」×××号室において、13歳未満の女子であることを知りながらBを姦淫したものである。

#### 【量刑の理由】懲役3年・全部執行猶予5年

前橋地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のような理由を示した。

被告人は、判示の経緯で本件犯行に及んだものであって、人生経験に乏しく、男女間の機微にも疎く、未だ十分な判断能力が備わっていない被害者の心情に付け込んで犯行に及んだという動機・態様は成人男性としての分別を欠く破廉恥なもの

というほかない。被害者の母親が厳重処罰を望むのも当然である。

しかし、被害者の生年月日は平成11年●月●日であり、本件当時、後10日足らずで13歳に達する年齢であったことに徴すると、本件は刑法177条後段の強姦事犯としては限界事例と考えられる上、被告人には前科前歴がなく、これまで真面目に生活してきた様子であり、当公判廷において被告人なりに謝罪と反省の弁を述べていること、被告人の父親が監督を誓約し、被害弁償金として100万円を用意して弁護人に預けていることなど被告人のために酌むべき事情も認められるので、被告人を主文掲記の刑に処した上で、今回に限り、その執行を猶予することとした（なお、当裁判所は、弁護人が弁論要旨で約しているとおおり、被害者に対する被害弁償については遺漏がないように鋭意努力することを強く期待するものである。）。

（求刑 懲役3年）

【検証】結論：事例8は本予測モデルによって判定した「実刑」が妥当であり、「執行猶予」という判断については「外れ値事例」であったと解される。

本件は、被告人が、インターネットの交流サイトを通じて知り合った被害者（当時12歳）が性交渉の経験のない中学生であることを知って性交したいと考え、被害者の気を引いて会う約束をさせ、ホテルにおいて、13歳未満の女子であることを知りながら被害者を姦淫したという事例である。本判決では、懲役3年の求刑に対して、懲役3年・全部執行猶予5年を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを0.260と算出し、「実刑」とであると判定した。

実績値と予測値が乖離した主な要因は、「満13歳未満型」の犯行に対する重視の度合い（重みづけ）の相違だと考えられる。本判決では、「被害者の生年月日は平成11年●月●日であり、本件当時、後10日足らずで13歳に達する年齢であったことに徴すると、本件は刑法177条後段の強姦事犯としては限界事例と考えられる」〔傍点は筆者による〕とした上で、「今回に限り、その執行を猶予する」と判断しており、強姦（強制性交等）事例とし

て限界事例であることを殊更重視している。それに対して、本予測モデルでは、「満13歳未満型」の犯行に関する量刑因子（アイテム）やカテゴリーの設定はなされていないが（なお、この点については今後設定を見直す必要があるものと考えている。）、だが、そのような設定がなくても、判別的中点（-0.445）からは最も離れたサンプルスコアを算出していることから、「限界事例」であっても「実刑」が妥当であったと考えられる。

また、もう1つの要因として考えられるのは、被害弁償への努力の期待値を織り込んでいるか否かということである。ただ、この点については、予測モデルに組み込むか否かの問題というよりは、そもそも量刑基準の中にこのような期待値を組み込むことができるのかという規範的な正当性や妥当性の疑念が生ずる。

よって、以上のことから、事例8は予測モデルによって判定した「実刑」が妥当であり、「執行猶予」という判断については「外れ値事例」であったと解される。

#### 事例9 千葉地判平成28年9月1日 LEX/DB25448250【強制わいせつ致傷、強制わいせつ被告事件】

実績：執行猶予（懲役2年6月・うち懲役8月に關し保護観察付一部執行猶予3年）

予測値：実刑

サンプルスコア：0.250

##### 【事案の概要】

第1 被告人は、通行中の被害者Aに強いてわいせつな行為をしようと考え、平成27年、千葉県の路上において、被害者Aに対し、いきなり背後からスカートの中に手を差し入れて下着の上からその臀部をわしづかみし、もって強いてわいせつな行為をした。

第2 被告人は、通行中の被害者Bに強いてわいせつな行為をしようと考え、平成27年、千葉県の路上において、被害者Bに対し、いきなりスカートの前側から一方の手を、その後ろ側からもう一方の手を、それぞれその中に差し入れてスパッツの上からその陰部及び臀部を触り、もって強いてわいせつな行為をし、その際、路上にひざまずいた被害者Bに全治約10日間を要する両膝打撲の傷害を負わせた。

#### 【量刑の理由】懲役2年6月・うち懲役8月に關し3年の保護観察付一部執行猶予

千葉地方裁判所は、本件の量刑に關し、以下のような理由を示した。

被告人は、路上で、通行中の女性に近づいて、いきなり手をスカートの中に差入れ、下着等の衣類の上から臀部や陰部をつかむといった強制わいせつ行為2件に及び、うち1件の被害者に傷害を負わせた。その犯行態様等をみると、いずれの事件も、わいせつ行為をするために殴る蹴るといった直接的な暴行を加えたり、脅迫を加えたりはしていない。わいせつ行為の内容や被害者の負傷の程度も比較的軽微である。被告人の行為の客観的 seriousness は、同種事案の中では比較的軽い部類に属するといえる。

犯行に至る経緯等についてみると、被告人は、本件各犯行の2年足らず前に強制わいせつの疑いで検挙されて職を失い、その後、妻と幼い子がいるにもかかわらず、本件の約3か月前から週に1回程度、女性をナンパすることを繰り返し、その際には女性の身体に触れたりしたこともあったという。本件各犯行は、その挙げ句、2日間連続して、見ず知らずの女性に強制わいせつ行為に及んだものである。被告人には、女性の人格を尊重せず、自らの欲求の赴くままに行動する傾向が認められ、常習性もうかがわれる。本件各犯行の意思決定には、相当に強い非難がされるべきである。

行為責任に關するこれらの諸事情を前提に、路上における同程度の件数の強制わいせつ致傷の事案の量刑傾向を参考にして検討すると、被告人に対する刑としては、法定刑の下限前後の実刑も執行猶予も選択の余地があるといえる。

そこで、一般情状についてみると、被告人は、判示第2の事実を否認して明らかな嘘を述べたりしている。反省の態度は認められない。カウンセリングを受けたいと述べるなど更生意欲を示しているものの、自らの犯行に真摯に向き合っておらず、現状では、再犯のおそれは否定できない。示談や被害弁償等、執行猶予を相当とするような事情も

認められない。

以上によれば、本件は、刑の全部の執行を猶予すべき事案であるとはいえない。酌量減輕をした上で主刑を懲役2年6月とする実刑に処するのが相当である。

そして、前記のとおり、被告人には再犯のおそれが認められ、これを防ぐためには、施設内処遇に引き続き、保護観察所による継続的な指導の下、性犯罪者処遇プログラムを受けさせるなどの社会内処遇を行うことが必要かつ有用であり、被告人の更生意欲や更生環境等に照らせばそれが相当と認められる。よって、その刑の一部の執行を猶予することとし、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役4年)

〔検証〕結論：事例9は「実刑（一部執行猶予を含む）」が相当であるとみなされ、予測値との乖離は生じていないものと解される。今後、目的変数に「一部執行猶予」のカテゴリーを設定した上で、さらに令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。

本件は、被告人が、路上で通行中の女性に近づき、いきなり手をスカートの中に差入れ、下着等の衣類の上から臀部や陰部をつかむといった強制わいせつ行為2件に及び、うち1件については、被害者に傷害を負わせたという事例である。本判決では、懲役4年の求刑に対して、懲役2年6月・うち懲役8月に関し3年の保護観察付一部執行猶予を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを0.250と算出し、「実刑」であると判定した。

ところで、実績値である「一部執行猶予」については、「実刑」の一種だとする考え方が有力である<sup>8)</sup>。この考え方に立つと、「一部猶予は実刑の一種である以上、あくまで実刑相当の刑事責任を前提としなければならない」として上で、「『実刑やむなし』となった場合に、はじめて次の段階、つまり全部実刑か一部猶予かの判断に進むべきである」というディシジョンツリーな規範形成がなされる<sup>9)</sup>。

本判決は、これと同様の理解に立っていると考えられ、「一般情状についてみると、被告人は、判示第2の事実

を否認して明らかな嘘を述べたりしている。反省の態度は認められない。カウンセリングを受けたいと述べるなど更生意欲を示しているものの、自らの犯行に真摯に向き合っておらず、現状では、再犯のおそれは否定できない。示談や被害弁償等、執行猶予を相当とするような事情も認められない」。「本件は、刑の全部の執行を猶予すべき事案であるとはいえない。酌量減輕をした上で主刑を懲役2年6月とする実刑に処するのが相当である」

〔傍点は筆者による〕とした上で、「そして、前記のとおり、被告人には再犯のおそれが認められ、これを防ぐためには、施設内処遇に引き続き、保護観察所による継続的な指導の下、性犯罪者処遇プログラムを受けさせるなどの社会内処遇を行うことが必要かつ有用であり、被告人の更生意欲や更生環境等に照らせばそれが相当と認められる。よって、その刑の一部の執行を猶予する」〔傍点は筆者による〕と判断し、説明している。

よって、以上のことから、事例9は「実刑（一部執行猶予を含む）」が相当であるとみなされ、予測値との乖離は生じていないものと解される。今後、目的変数に「一部執行猶予」のカテゴリーを設定した上で、さらに令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。

#### 事例10 新潟地判平成24年5月24日 LEX/DB25481761

【強制わいせつ致傷、強制わいせつ被告事件】

実績値：執行猶予（懲役3年・保護観察付全部執行猶予5年）

予測値：実刑

サンプルスコア：0.185

#### 【事案の概要】

第1 被告人は、平成23年8月28日午後7時頃、新潟県上越市α町×丁目×番×号付近歩道上において、歩行中の被害者A（当時20歳）に対し、背後から両腕で抱き付きながら、両乳房を着衣の上から両手でつかんだ上、着衣の下で右乳房を直接つかみ、さらに同人を転倒させて、右乳房を直接つかむなどして、もって強いてわいせつな行為をし、その際、上記暴行により、同人に対し、加療約1週間を要する右肘関節部打撲挫創の傷害を負わせた。

第2 被告人は、前同年9月30日午前6時3分頃、前同市β町×丁目×番×号付近歩道上において、歩行中の被害者B(当時16歳)に対し、背後から両腕で抱き付きながら、両乳房を着衣の上から両手で数回もむなどし、もって強いてわいせつな行為をした。

第3 被告人は、前同日午後3時50分頃、新潟県妙高市γ×丁目×番×号付近路上において、歩行中の被害者C(当時18歳)に対し、背後から両腕で抱き付きながら、両乳房を着衣の上から両手で数回もむなどし、もって強いてわいせつな行為をした。

#### 〔量刑の理由〕懲役3年・保護観察付全部執行猶予5年

新潟地方裁判所は、本件の量刑に関し、以下のような理由を示した。

殴ったり凶器を用いたりせずに、各被害者の乳房を直接あるいは着衣の上から短時間だけ触るといった犯行態様や、加療約1週間の打撲挫創という傷害結果が、同種事案と比較する限り重いとはいえないことからすると、本件は、実刑か執行猶予かが問題となる事案である。そして、犯行の発覚を防ぐための手袋や帽子等をいつでも使えるように準備したり、これらを使用し、背後から被害者を襲って短時間で目的を遂げ、速やかに逃走するという手慣れた手口は悪く、被害者らが受けた精神的苦痛も大きいこと、被告人は、この程度の行為であれば許されるのではないかという甘い考えの下、本件で逮捕されるまでの約半年間にわたって同種行為を繰り返して、常習性がうかがわれ、再犯が懸念されることからすると、当然にその刑の執行を猶予すべき事案とはいえない。

しかしながら、被告人が約8か月間の身体拘束を受け、真摯に反省していること、被害者らに合計160万円の弁償金を支払い、第3の被害者と示談が成立し、その許しを得ていることは被告人に有利な事情である。また、被告人が犯行に至った原因について検討すると、被告人は、自らの低身長を若い女性に何度も中傷されたなどと感じて抱え込んだ強い劣等感と、その弱みを見せまいとする葛藤が招いた日常生活上のストレスが、若い女性の

胸を触りたいという性欲という形をとってあらわれたものとうかがわれる。

そうすると、被告人に対しては、直ちに実刑に処するよりも、それ以上の期間にわたり、社会内において、保護観察所等の第三者による指導援護を受けながら、自らの問題点に目を向けさせることが再犯の防止につながり、ひいては被告人の更生に資するものと期待されるので、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役3年6月)

〔検証〕結論：規範的な観点からの疑念は生じているものの、だが、「実刑」相当であると考えている点では、本予測モデルとの大きな乖離は生じていないものと解される。今後、目的変数に「保護観察付全部執行猶予」のカテゴリーを設定した上で、さらに令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましい。

本件は、被告人が、歩行中の被害者に対し、背後から両腕で抱き付きながら、両乳房を着衣の上から両手でつかむなどし、被害者に加療約1週間の傷害を負わせたという強制わいせつ致傷1件と、同様の態様での強制わいせつ2件という事例である。本判決では、懲役3年6月の求刑に対して、懲役3年・保護観察付執行猶予5年を宣告した。それに対して、本予測モデルでは、サンプルスコアを0.185と算出し、「実刑」であると判定した。

本判決は、本件を「実刑か執行猶予かが問題となる事案」と位置づけており、その上で、「被告人は、この程度の行為であれば許されるのではないかという甘い考えの下、本件で逮捕されるまでの約半年間にわたって同種行為を繰り返して、常習性がうかがわれ、再犯が懸念されること」〔傍点は筆者による〕などから、「当然にその刑の執行を猶予すべき事案とはいえない」として「実刑」相当としつつも、諸般の被告人にとって有利な一般情状に並列させて、被告人の劣等感や日常生活上のストレスなどを考慮し、「直ちに実刑に処するよりも、それ以上の期間にわたり、社会内において、保護観察所等の第三者による指導援護を受けながら、自らの問題点に目を向けさせることが再犯の防止につながり、ひいては被告人の更生に資するものと期待される」として、

「保護観察付全部執行猶予」を選択した。

事例 10 は判決年が「平成 24 年」であり、当時、一部執行猶予制度（平成 25 年 6 月成立・平成 28 年 6 月施行）がまだ導入されていない中で、本判決は、それと同様のディビジョンツリーの発想（思考パターン）で、「実刑」相当とした上、「保護観察付執行猶予」を選択したものと解されるが、規範的観点から見る正当性や妥当性については検討の余地がある。

また、本判決については、「自らの低身長を若い女性に何度も中傷されたなど感じて抱え込んだ強い劣等感と、その弱みを見せまいとする葛藤が招いた日常生活上のストレスが、若い女性の胸を触りたいという性欲という形をとってあらわれたもの」といった形で、被告人の劣等感や日常生活上のストレスを織り込んでおり、この点でも、規範的な正当性や妥当性について疑念が生ずるのではないだろうか。

以上のように、事例 10 は、規範的な観点からの疑念は生じているものの、だが、「実刑」相当であると考えている点では、本予測モデルとの大きな乖離は生じていないものと解される。今後、目的変数に「保護観察付全部執行猶予」のカテゴリーを設定した上で、さらに令和年間の事例を追加して、再分析することが望ましいと解される。

### 3. 4. 3 小括

外れ値事例の検証を通じて、本予測モデルに関する以下のような課題（修正点）も見えてきた。

- ① 「（1-①）被害者との関係（加害者の立場）」については、「地位・立場利用型」の犯行を織り込んだ新たなカテゴリーを設定することが必要である。
- ② 目的変数については、「一部執行猶予」と「保護観察付全部執行猶予」のカテゴリーを新たに設定することが必要である。
- ③ 性刑法改正後の事例、特に令和年間の事例を追加して、再分析し、全体の重みづけ（カテゴリースコア）をアップデートすることが必要である。

## 4. まとめ

では、全体を総括しよう。まず、性犯罪の執行猶予の選択基準については、以下のことが確認された。

- ① 執行猶予が選択される傾向がある基本的な事例は、犯情が最も重い犯行が「強制わいせつ」で、被害者が 1 名の事案であり、犯行が「強制わいせつ致傷」や「強姦（強制性交等）」の場合や、被害者が 2 名以上の場合には、実刑が選択される傾向にある。
- ② ただ、基本的に「実刑」が選択される傾向にある犯行であっても、① 従属的立場による犯行の場合、② 親族や職場関係者による犯行の場合、③ 公共施設などでの犯行の場合、④ 被告人が犯行時に「心神耗弱状態」であったと認定された場合、⑤ 被害者に落ち度があったと認定された場合には、被告人に有利な方向で働き、執行猶予の選択も視野に入れられる。他方で、基本的に「執行猶予」が選択される傾向にある犯行であっても、⑥ 主導的立場による犯行の場合、⑦ 家族間での性的な虐待や DV の場合、⑧ 被害者宅への侵入による犯行や、路上や駐車場以外へ連れ去った犯行の場合には、被告人に不利な方向で働き、実刑の選択も視野に入れられるものと解される（なお、⑨ 犯行後の行為について、その内容によるが、被告人に不利に考慮される場合がある。）。
- ③ [①・②の結果に影響されるものの、] ① 示談が完全に成立した場合、② 被害者に対し損害賠償がなされた場合、③ 被害者から宥恕を得た場合（なお、④ 一部の被害者から宥恕を得た場合でも、多少有利な方向で考慮される。）、⑤ 被告人の再犯可能性が低い（もしくは更生可能性が高い）と裁判官が心証を形成した場合、⑥ 被告人が若年である（と認定された）場合には、被告人に「有利」な形で考慮され、執行猶予が選択される可能性が高まる（なお、⑦ 被害者に対し謝罪がなされた場合にも、多少有利に考慮される。）。他方で、⑧ 被告人に服役歴がある場合、⑨ 損害賠償がなされていない場合、⑩ 被告人に反省が見られない場合、⑪ 被告人が執行猶予中に犯行に及んだ場合には、

被告人に「不利」な形で考慮され、実刑が選択される可能性が高まる。

性犯罪の執行猶予の選択に関する量刑傾向について、本稿の冒頭で以下のとおり示したが、本予測モデルを照らし合わせて見る限り、現在の量刑傾向に沿った形で基準を明確化できたと考えている。

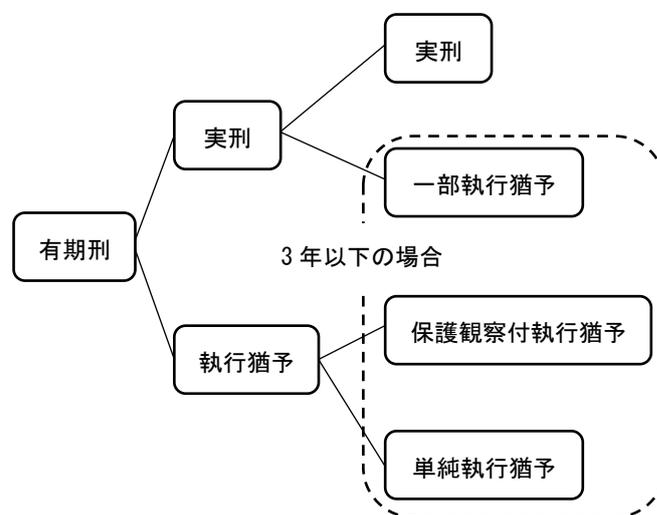
- ①強制性交等（強姦）は、未遂を含めて標準量刑が（現在では）懲役 3 年超であり、実刑とするのが原則である。全部執行猶予を付けるとしても、未遂の場合に限られると推察される。
- ②強制性交等（強姦）致傷も、未遂を含めて標準量刑が（現在では）懲役 3 年超であり、実刑とするのが原則である。
- ③強制わいせつは、未遂を含めて標準量刑が懲役 3 年以下であり、執行猶予を付けるのが通例となっている。
- ④強制わいせつ致傷は、未遂を含めて標準量刑が懲役 3 年～懲役 5 年であり、懲役 3 年以下の場合には執行猶予を付けるのが通例となっている。

他方で、本予測モデルについては、以下のような課題（修正点）も見えてきた。

- ①「（1-①）被害者との関係（加害者の立場）」については、「地位・立場利用型」の犯行を織り込んだ新たなカテゴリーを設定することが必要である。
- ②目的変数については、「一部執行猶予」と「保護観察付執行猶予」のカテゴリーを新たに設定することが必要である。
- ③性刑法改正後の事例、特に令和年間の事例を追加して、再分析し、全体の重みづけ（カテゴリースコア）をアップデートすることが必要である。

量刑実務では、「実刑か執行猶予かの選択を先行させ、その後に主刑の刑期を決める」か、あるいは「主刑の刑期と実刑か執行猶予かを一体的に決める」ということが

慣例となっているようであるから<sup>10)</sup>、課題（修正点②）を踏まえて考えると、今後、以下のようなディシジョンツリーを形成して分析することが望ましい。



本分析によって、現在の性犯罪の執行猶予選択基準や量刑傾向を定量的に解明することができたのではないかと考えている。現在、法務省の法制審議会で、改正性刑法の見直しに関する検討が行われている。本分析がその議論に資すれば幸いである。

## 注

- 1) 拙稿「性犯罪の刑期判断基準に関する定量的研究」長崎総合科学大学紀要第 60 巻第 2 号（2020 年）111 頁 -234 頁。 <http://id.nii.ac.jp/1101/00000802/> [2021 年 10 月 31 日最終閲覧]。
- 2) 「性犯罪に関する刑事法検討会」の開催結果は、 [http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00020.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00020.html)（法務省 HP トップページ＞政策・審議会等＞省議・審議会等＞検討会等＞性犯罪に関する刑事法検討会 [2021 年 10 月 31 日最終閲覧]）を参照。
- 3) 拙稿「変数増減法を用いた性犯罪の執行猶予の選択基準に関する量刑予測モデル」地域論叢 36 号（2021 年）51 頁 -60 頁。 [https://researchmap.jp/mshibata-lab/published\\_papers/18737972/attachment\\_file.pdf](https://researchmap.jp/mshibata-lab/published_papers/18737972/attachment_file.pdf) [2021 年 10 月 31 日最終閲覧]。
- 4) 拙稿・前掲注 3) 60 頁。

- 5) 拙稿・前掲注 3) 54 頁。なお、最近 10 年間の性犯罪の宣告刑の分布状況を整理しておくと、①強制わいせつ罪については、量刑のピークが<懲役 2 年以下>であり、次いで<懲役 3 年以下>が多い。全部執行猶予率は 70%前後である。②強制わいせつ致死傷罪については、量刑のピークが<懲役 3 年以下>であり、次いで<懲役 5 年以下>が多い。全部執行猶予率は 40%前後である。③強制性交等（強姦）罪については、量刑のピークが<懲役 5 年以下>であり、次いで<懲役 3 年以下>が多いが、<懲役 7 年以下>も増えている。全部執行猶予率は 15%前後である。④強制性交等（強姦）致死傷罪については、量刑のピークが<懲役 7 年超>であり、次いで<懲役 7 年以下>が多い。全部執行猶予率は 5%前後である（これらのデータは、性犯罪に関する刑事法検討会の第 1 回会議（令和 2 年 6 月 4 日）で配布された「〔配布資料 7〕性犯罪の量刑に関する資料（平成 11 年～令和元年）」、<http://www.moj.go.jp/content/001323989.pdf>（法務省 HP トップページ>政策・審議会等>省議・審議会等>検討会等>性犯罪に関する刑事法検討会>第 1 回会議（令和 2 年 6 月 4 日）〔2021 年 12 月 7 日最終閲覧〕）をもとに計算したものである。）。
- 6) たとえば、小池信太郎「刑の一部執行猶予と量刑判断に関する覚書—施行を 1 年後に控えて」慶應法学 33 号（2016 年）266 頁以下〔特に 267 頁-270 頁〕。
- 7) 当初、中間刑の立場で説明したものとして、今井猛嘉「刑の一部執行猶予と社会貢献活動」罪と罰 51 卷 2 号（2014 年）20 頁以下。なお、中間刑に対する批判的検討として、高橋有紀「刑の一部執行猶予判断における刑事責任の位置づけに関する考察」一橋法学 14 卷 1 号（2015 年）218 頁以下。
- 8) 前掲注 6) 266 頁以下〔特に 267 頁-270 頁〕。
- 9) 前掲注 6) 268 頁。
- 10) 植野聡「刑種の選択と執行猶予に関する諸問題」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務体系 4—刑の選択・量刑手続』（判例タイムズ社、2011 年）75 頁-77 頁、遠藤邦彦「量刑判断過程の総論的検討」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務体系 1—量刑総論』（判例タイムズ社、2011 年）79 頁-80 頁。

## 参考文献

- 日本弁護士連合会裁判員本部編『裁判員裁判の量刑』（現代人文社、2012 年）424 頁-497 頁。
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター編『裁判員裁判の量刑 II』（現代人文社、2017 年）153 頁-168 頁。